

伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 25 年 2 月

中部管区行政評価局

前 書 き

伊勢湾は、名古屋市等の大都市と工業地帯を抱えるとともに、多数の漁港を有し、一部は伊勢志摩国立公園に属するなど、沿岸では多様な社会経済活動が営まれている。閉鎖性海域である伊勢湾内には、同湾に流入する河川等から流出したごみや不要物が大量に漂流しており、特に台風や豪雨災害の後には三重県の答志島や対岸の愛知県の知多半島の海岸に大量に打ち上げられる。このため、漂着地におけるごみの除去と処理に多額の経費を要するとともに、風光明媚な海岸の景観を損ねるほか、漁船が出漁できない、定期船の運行に支障が出るなどの被害が生じている。

環境省及び三重県の調査によれば、海岸漂着物は主として伊勢湾（別の閉鎖性海域である三河湾を除く。以下同じ。）に流れ込む複数の県の河川から流出し、回流に乗って湾内の海岸に漂着すると推定されており、その内訳をみると、流木や葦等の自然系が7割から8割、残る2割から3割が生活系・事業系とされている。

国においては、海岸漂着物対策の法的な枠組みとして、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を制定するとともに、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に促進するための基本的な方針」（平成22年3月閣議決定。以下「基本方針」という。）を定めた。

また、都道府県では、海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じて地域計画を策定し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に促進することとされているが、伊勢湾のような複数県にわたる閉鎖性海域における海岸漂着物対策については、漂着物の発生元と漂着先の国・地方の関係行政機関や団体等が一体となった取組が重要と考えられる。

この行政評価・監視は、伊勢湾内における海岸漂着物の実態について、関係機関がどう把握しているか、また、海岸漂着物の処理及び発生抑制対策の実施状況はどうなっているか等を調査し、閉鎖性海域である伊勢湾における海岸漂着物の効果的な処理及び発生抑制等に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
----------------	---

第2 行政評価・監視結果

1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進	2
2 海岸清掃作業における安全管理の徹底	21
3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進	30
(1) 河川の維持管理の推進	30
(2) 河川美化のための民間団体等との連携強化	42

資料編

資料1 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	51
資料2 当局の海岸現地調査において確認された危険物	59
資料3 事例表	67

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、伊勢湾内の海岸漂着物等の実態把握、その処理及び発生抑制対策の実施状況並びにこれらに関する関係機関の連携の状況等を調査し、閉鎖性海域である伊勢湾における海岸漂着物等の効果的な処理及び発生抑制等に資することを目的に実施する。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省中部地方環境事務所
国土交通省中部地方整備局
海上保安庁第四管区海上保安本部
林野庁三重森林管理署
三重県
愛知県
岐阜県
名古屋市
市町村

(2) 関連調査等対象機関

関係団体等(漁業協同組合、森林組合、NPO 団体・ボランティア団体等)

3 担当部局

中部管区行政評価局 第二部第3評価監視官
岐阜行政評価事務所 第2評価監視官

4 実施時期

平成 24 年 8 月～11 月

第2 行政評価・監視結果

1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進

通 知	説明図表番号
<p>閉鎖性海域である伊勢湾の海岸には、流域の河川等を経由して流出したり、海域等で不法投棄されるなどにより漂着したごみ等（以下「海岸漂着物」という。）が多くみられ、風光明媚な海岸の景観を損ねるほか、定期船の運行や漁業など日常の社会経済活動にも支障を及ぼしている。</p> <p>国は、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ等（以下「海岸漂着物等」という。）に対処するため、平成21年7月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を制定し、同法第5条において、海岸漂着物等対策については、「海岸漂着物が山から川、そして海へつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない」とされている。</p>	表1-1
<p>このことから、海岸漂着物等については、実際に漂着している側の県等だけでなく、発生源と推定される地域に係る関係行政機関や民間団体等が連携した取組が重要であり、特に閉鎖性海域である伊勢湾については、i) 海岸漂着物の発生場所を推定するために環境省等が実施した「ライター調査」の結果や漂流ルートを確認するために実施した「ペットボトル調査」の結果、ii) 平成16年に発生した台風第21号により、三重県の河川から流出した大量の流木が三重県側の伊勢湾沿岸だけでなく、対岸の知多半島側にも漂着している可能性が高いこと等からみて、特定の地域のみで解決する課題ではなく、国の機関を始め、伊勢湾流域のすべての関係行政機関や民間団体等が一体となって対策に取り組む必要があると考えられる。</p>	表1-2 表1-3 表1-4 表1-5
<p>今回調査対象とした伊勢湾流域の愛知県、岐阜県及び三重県のうち、海岸のない岐阜県を除く愛知県及び三重県では、いずれも海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画を作成している（愛知県：平成23年8月、三重県：24年3月）ほか、三重県では、流域の愛知県、岐阜県及び名古屋市にも呼びかけた上、3県1市で海岸漂着物対策に臨むべく、海岸漂着物対策検討会を設置（24年4月）し、平成24年10月末までに、i) 検討会の開催（2回）、ii) 海岸漂着物の現地研修会（1回）、iii) 海岸漂着物に関するNPO等との意見交換会の開催などの活動を展開しており、海岸漂着物等の対策は徐々に具体化しつつある。</p>	表1-6 表1-7
<p>一方、国の機関では、環境省が取りまとめ役となって、国土交通省、農林水産省及び海上保安庁等の関係省庁が、海岸漂着物等に関する実態調査や清掃、回収等の対策を講じており、地方出先機関においても、それぞれ所管する業務（国立公園の管理、河川・港湾管理、森林管理及び海域の安全確保等）を通じた海岸漂着物等対策を講じている。</p>	表1-8 表1-9
<p>このうち、環境省中部地方環境事務所（以下「中部地方環境事務所」という。）は、海岸漂着物等が多い三重県の答志島を始めとした国立公園を管理していることから、海岸漂着物等の被害者の立場である一方、海岸漂着物処理推進法を主管する</p>	

立場から、愛知県及び三重県が設置している海岸漂着物対策推進協議会等の場において、地域計画に基づいた取組の実施等に際して、助言、情報提供等を積極的に行っていくこととしている。

また、国土交通省中部地方整備局（以下「中部地方整備局」という。）では、国の直轄管理河川・直轄管理ダムを適切に管理することや、海域の管轄区域の漂流物の除去を適切に行うことが海岸漂着物の発生抑制につながっているほか、伊勢湾の水質及び生態系の改善・回復等を目的に、海岸漂着物処理推進法が制定される以前から、伊勢湾流域の国、県・政令指定都市等が参画した伊勢湾再生推進会議を設置しており（平成18年2月）、この会議の中で、各機関の海岸漂着物等対策に関する取組状況も報告されている。

今回、当局が、関係機関における海岸漂着物等対策の取組状況を調査したところ、閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等の削減のため、次のとおり、国の積極的な関与が必要と考えられる状況がみられた。

ア 海岸漂着物等に関する実態把握の推進

海岸漂着物等に関する実態把握については、海岸漂着物処理推進法第22条において、「国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない」とされている。

また、都道府県が必要に応じて作成する地域計画については、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（平成22年3月閣議決定。以下「基本方針」という。）において「都道府県は、計画作成後、計画の事項を定期的に点検するとともに、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに、地域計画の変更を行うことが望まれる」とされている。

愛知県及び三重県の地域計画においても、海岸漂着物の実態等に応じて見直しをするとされており、その際には、同計画に基づく具体的な取組による効果を把握した上で見直しを行う必要が生じる。

閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等については、関係機関が連携して対策に取り組んでいく必要があり、取組の効果を客観的に判断するためには、指標として、海岸漂着物等の増減を把握する必要があると考えられるが、伊勢湾については、上記のとおり広範囲な流域圏を有する閉鎖性海域であり、海岸漂着物等の発生源と推定される地域と実際に漂着する地域が異なる場合も考えられることから、特定の県域のみの発生（漂着）量だけでなく、伊勢湾全域における海岸漂着物等の実態を把握する必要がある。

しかし、伊勢湾における海岸漂着物等の量が増えているのかどうか、経年的なデータを把握した調査は、中部地方整備局が、海岸漂着物処理推進法施行前の平成12年から16年にかけて、「海面浮遊及び海岸漂着ゴミの量」を把握した海洋環境実態把握調査のみとなっており、それ以降、調査対象とした各機関において経年的な伊勢湾全域の海岸漂着物等の増減を把握するための定期的な調査は行われていない。

海岸漂着物等の量については、台風や大雨の影響により、年度間の差が大き

表1-10

表1-11

表1-12

くなることも考えられるが、中長期的視点で、海岸漂着物等に対する取組の効果判断するためには、定期的な調査を実施し、指標として海岸漂着物等の量の増減を把握していくことが必要不可欠と考えられる。

また、現在、伊勢湾全域においてどれくらいの量の海岸漂着物等が発生（漂着）しているかについて把握した実績は、i) 三重県が実施した海岸漂着物の実態調査の結果から、1メートル当たりの海岸漂着物の実測量に伊勢湾（三河湾を除く愛知県分を含む）の海岸延長を掛けて算出したもの（1万2,000トン/年と推計）、ii) 中部地方整備局が平成12年から16年にかけて実施した海洋環境実態把握調査において、海域及び港湾の漂流物・漂着物を回収した量に、沿岸市町村が回収した漂着物等を加味して算出したもの（6,354m³/年）のみであり、三重県及び中部地方整備局が算出した伊勢湾全域の発生（漂着）量は、算出方法や把握単位が異なっている。

表1-13

表1-14

イ 流木等の自然系漂着物に関する発生抑制対策の検討

表1-15

伊勢湾内における海岸漂着物等については、環境省が平成19年度から20年度にかけて実施した「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」の結果、三重県が平成21年から22年にかけて実施した海岸漂着物詳細調査の結果から、重量ベースで77%が流木・灌木・葦などの自然由来のもの（自然系漂着物等）となっているほか、中部地方環境事務所が24年3月に実施した三重県鳥羽市答志島における清掃活動の結果では、その95%が自然系漂着物となっている。さらに、中部地方整備局（港湾空港部）が伊勢湾内で回収した漂流物の内容（平成23年度）をみても、66%が流木などの木材となっていることから、海岸漂着物対策については、ペットボトルや食品容器包装、びんなどの生活系漂着物を減らすための国民への啓発対策等に加え、その多くを占める自然系漂着物対策についても有効な発生抑止対策を講じていくことが重要となっている。

表1-16

表1-17

表1-18

今回、関係機関における自然系漂着物に係る発生抑止等の取組状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

① 森林が主な発生源と考えられる流木等については、大規模災害によって漂着した流木等の回収を行う海岸管理者に対する国庫補助制度が設けられているものの、流木等の回収・処理のために、三重県等の海岸管理者、中部地方整備局（河川・ダム及び海域における回収）等が、それぞれの所管業務の中で多額の費用を負担しているほか、流木等との衝突により定期船の運行に支障が生じた事例や流木等の漂着により数日間漁船が出港できなくなった事例も発生しており、地元市町村や漁業関係者から発生抑制策を要望する声も出ている。

表1-19

表1-20

表1-21

② 流木等の発生抑制については、主要発生源とみられる森林における施策が重要と考えられるが、その多くは、台風や大雨によって山腹ごと崩壊し流出してくると考えられ、抜本的な対策には多大な費用と時間が必要となることから、平成16年に発生した台風第21号により、県内の宮川から大量の流木等が流出したことのある三重県においても地域計画に基づいて講じている対策は、森林組合等に対し、間伐材・残材等の適正管理及び利用促進を呼びかけるといったものとなっている。

表1-22

今回調査した三重県や岐阜県の森林組合においても、間伐後の残材を等高線上に並べて谷川等への転落防止を図っているほか、森林組合の中には、間伐材をバイオマス燃料に加工するなどの新たな取組も行われている。

- ③ 中部地方整備局が設置している伊勢湾再生推進会議は、平成 24 年 11 月末までに計 7 回開催されているが、各機関から海岸漂着物等対策に関する取組が同会議に報告されているものの、同会議設置の主な目的が伊勢湾の水質及び生態系の改善・回復等であることから、流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について関係機関で議論された実績がない。


【所見】

したがって、中部地方環境事務所は、伊勢湾における海岸漂着物等対策を推進する観点から、次の事項について効果的な手法を調査検討するとともに、その検討結果を踏まえて、中部地方整備局が設置している伊勢湾再生推進会議の場等を活用して、関係機関が協議するよう助言していく必要がある。

- ① 関係機関が実施した海岸漂着物等対策の取組効果を客観的に把握・分析するため、海岸漂着物等の発生(漂着)状況について、経年的な推移を把握していくこと。また、閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等対策については、関係機関が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、伊勢湾全体の海岸漂着物等の発生抑制対策の指標を設けることについて検討すること。
- ② 流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について検討すること。

(説明)

表 1 - 1 本評価・監視における伊勢湾及び海岸漂着物等の定義

伊勢湾流域図	本評価・監視における定義
	<p>【本行政評価・監視における伊勢湾の定義】 本行政評価・監視では、狭義の伊勢湾（三河湾を除く、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ北側の海域）を調査対象とした。</p> <p>（狭義の伊勢湾を調査対象とした理由） 三河湾は伊勢湾の中でも別の閉鎖性海域となっており、かつ三河湾に流れ込む河川の流域圏がほぼ愛知県のみとなっていることから、ある程度は愛知県単独での対応が可能と考えられるが、狭義の伊勢湾の場合は、流れ込む河川の流域圏が岐阜県、愛知県及び三重県と複数の都道府県を含むものとなっており、国の機関を含めた広域的な対策が必要であると考えられること。</p> <p>【本評価・監視における海岸漂着物等の定義】 海岸漂着物：海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物 漂流物：海域に浮遊又は漂流しているごみその他の汚物又は不要物 海岸漂着物等：海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物</p> <p>※ なお、本報告書において、上記の文言について、県や他の国の機関が作成した資料から引用している場合には、原文の表現方法で記載している。</p>

(注) 伊勢湾再生推進会議ホームページ掲載資料及び当局の調査結果による。

表 1-2 環境省(本省)が実施したペットボトル・ライター調査(漂着ごみの国別割合)の結果概要

調査時期	平成 19 年 12 月～20 年 9 月																								
調査範囲	三重県鳥羽市奈佐の浜海岸																								
調査方法	環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」において回収されたペットボトルとライターに標記された言語や刻印等から、発生源を推定し、国内及び国外の比率の推定																								
調査結果																									
<p>ペットボトルは約 8 割、ライターは約 6 割が日本製のものであった。</p> <p>日本製以外のものでは、ペットボトルは中国製が 1%、ライターは中国製が 7%、韓国製、台湾製、フィリピン製のものがそれぞれ 1%みられた。</p>																									
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ペットボトルの国別割合</p> <p>n=539</p> <table border="1"> <caption>ペットボトルの国別割合</caption> <tr><th>国</th><th>割合</th></tr> <tr><td>日本</td><td>81%</td></tr> <tr><td>不明</td><td>18%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>1%</td></tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ライターの国別割合</p> <p>n=349</p> <table border="1"> <caption>ライターの国別割合</caption> <tr><th>国</th><th>割合</th></tr> <tr><td>日本</td><td>61%</td></tr> <tr><td>不明</td><td>26%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>7%</td></tr> <tr><td>フィリピン</td><td>1%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>1%</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3%</td></tr> </table> </div> </div>		国	割合	日本	81%	不明	18%	中国	1%	国	割合	日本	61%	不明	26%	中国	7%	フィリピン	1%	台湾	1%	韓国	1%	その他	3%
国	割合																								
日本	81%																								
不明	18%																								
中国	1%																								
国	割合																								
日本	61%																								
不明	26%																								
中国	7%																								
フィリピン	1%																								
台湾	1%																								
韓国	1%																								
その他	3%																								

(注)「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会報告書(三重県)」(平成 21 年 3 月 環境省)に基づき当局が作成した。

表 1-3 三重県が実施したライター調査の結果概要

調査時期	平成 22 年 4 月、6 月、8 月、10 月												
調査範囲	伊勢湾内の主要な海水浴場等 14 海岸												
調査方法	三重県の「海岸漂着物詳細調査」で回収されたライターを基に、記載された情報(飲食店などの住所、電話番号等)から、発生場所を推定												
調査結果													
<p>回収された 94 個のライターのうち、三重県 42 個(45%)、岐阜県 19 個(20%)、愛知県 12 個(13%)、その他の県 14 個(15%)、中国 7 個(7%)であった。</p>													
<div style="text-align: center;"> <p>ライターの県別・国別割合</p> <p>n=94</p> <table border="1"> <caption>ライターの県別・国別割合</caption> <tr><th>県/国</th><th>割合</th></tr> <tr><td>三重県</td><td>45%</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>20%</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>13%</td></tr> <tr><td>その他の県</td><td>15%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>7%</td></tr> </table> </div>		県/国	割合	三重県	45%	岐阜県	20%	愛知県	13%	その他の県	15%	中国	7%
県/国	割合												
三重県	45%												
岐阜県	20%												
愛知県	13%												
その他の県	15%												
中国	7%												

(注)「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき当局が作成した。

表 1-4 環境省（本省）が実施した発信機付ペットボトルによる調査（伊勢湾における漂流経路及び漂着割合に関する調査）の結果概要

調査時期	平成 19 年 10 月～20 年 3 月（放流実施日は 20 年 1 月 7 日）	
調査範囲	三重県内 6 河川（木曾川、鈴鹿川、中の川、安濃川、榎田川、宮川）	
調査方法	発信機（GPS 携帯あるいは GPS アルゴス）を収容した漂流ボトルを、調査対象河川の各河口に 3 本ずつ放流し、経路を追跡。また、同河口から発信機のないボトルも同時に各河口に 100 本ずつ放流し、漂着場所と個数を観測	
調査結果		
<p>18 本放流した発信機付漂流ボトルのうち、安濃川で放流したものが 2 本、中の川で放流したものが 2 本、宮川で放流したものが 2 本、合計 6 本のボトルが答志島に漂着した（33.3%）。</p> <p>また、600 本放流した発信機のない漂流ボトルのうち、安濃川で放流したものが 17 本、榎田川で放流したものが 32 本、宮川で放流したものが 41 本、合計 90 件のボトルが答志島に漂着した（15%）。</p>		
発信機付漂流ボトルの漂着事例		発信機のない漂流ボトルの漂着・回収状況 (単位：本)
事例番号	放流河川	漂着場所
1	鈴鹿川	鈴鹿川河口
2	鈴鹿川	鈴鹿川河口
3	鈴鹿川	鈴鹿川河口
4	宮川	答志島
5	宮川	坂手島
6	宮川	答志島
7	安濃川	答志島
8	中の川	答志島
9	安濃川	答志島
10	中の川	答志島
放流河川	伊勢湾内に漂着後回収	答志島への漂着
木曾川	30	0
鈴鹿川	90	0
中の川	0	0
安濃川	17	17
榎田川	32	32
宮川	41	41
合計	210	90

(注)「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会報告書（三重県）」に基づき当局が作成した。

表 1-5 平成 16 年台風第 21 号の被害等について

概要			
<p>平成 16 年 9 月に三重県に到達した台風第 21 号により、三重県宮川村等で多くの土砂災害が発生し、それに伴い大量の流木群が河川に流れ込み、伊勢湾に流出。</p> <p>流出した流木は、三重県伊勢湾沿岸だけでなく、愛知県側にも漂着。</p> <p>愛知県の海岸等に漂着した流木群は、宮川から流出した可能性が高い。</p>			
海岸における漂着量 (単位：m ³)		河岸における漂着量 (単位：m ³)	
漂着地	漂着量	河川名	漂着量
三重県側海岸 (伊勢湾沿岸)	17,910	鈴鹿川	4,500
愛知県側海岸 (三重県の対岸となる知多半島沿岸)	27,210	雲出川	2,680
		榎田川	1,720
		宮川	24,900
計	45,120	計	33,800

(注) 愛知県の河岸には、大量の流木が漂着したという報告はなかったとされている。

(注)「河川流出ゴミの海岸への漂着実態の解明」（平成 17 年度 国土交通省河川整備基金助成事業）に基づき当局が作成した。

表 1 - 6 愛知県及び三重県の地域計画の概要

都道府県	作成時期	主な内容
愛知県	平成 23 年 8 月	<p>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を指定し、各地域においてそれぞれの特性等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。</p> <p>また、海岸漂着物等の効果的な発生抑制策として、3Rによる循環型社会の形成、ごみ等の不法投棄の防止、環境学習及び普及啓発を行っていく。</p>
三重県	平成 24 年 3 月	<p>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を指定し、その区域においては、国の財政措置に応じて、優先的に回収・処理を実施すること、答志島を伊勢湾の漂着ごみの影響を象徴する場として、環境学習や清掃活動の拠点と位置づけ、ボランティアによる清掃活動の継続、拡大に取り組むこと等の取組を行っていく。</p> <p>また、発生抑制に係る海岸漂着物対策として、愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市の3県一市で伊勢湾沿岸の漂着物による被害の現状を情報共有し、連携のうえ伊勢湾流域圏のみなさんに正しく周知する等の取組を行っていく。</p>

(注)「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」及び「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき当局が作成した。

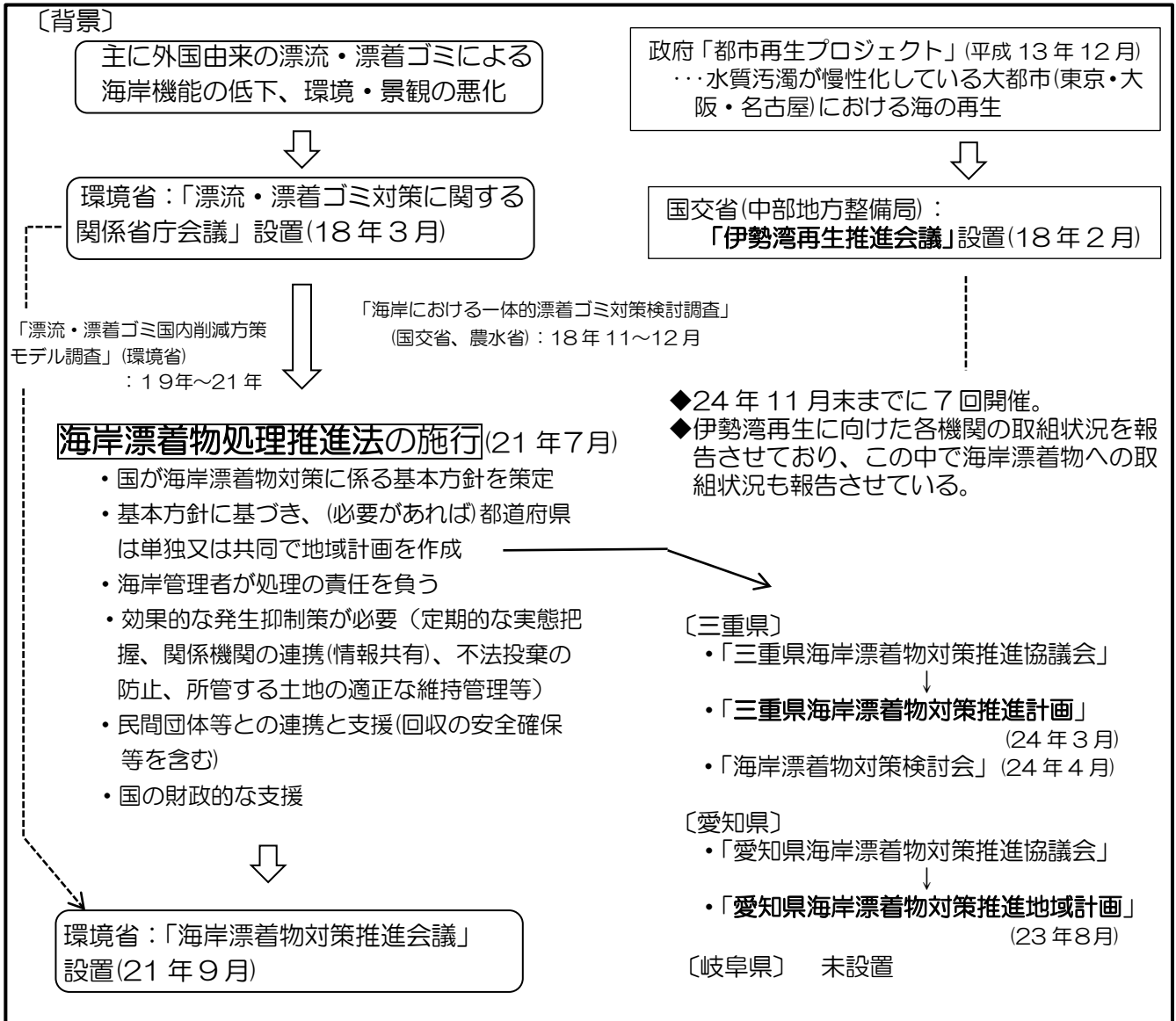
表 1-7 海岸漂着物等に関する主な会議の開催状況等

会議等名	主催機関	参加機関	設置時期	開催実績（本会議のみ）
伊勢湾再生 推進会議	中部地方整 備局	【国】 中部地方整備局、第四管区海 上保安本部、内閣官房地域活 性化統合事務局、東海農政局、 中部森林管理局、水産庁漁港 漁場整備部、中部経済産業局、 中部地方環境事務所 【县市等】 岐阜県、愛知県、三重県、名 古屋市、名古屋港管理組合、 四日市港管理組合	平成 18 年 2 月	第 1 回（平成 18 年 2 月） 第 2 回（平成 19 年 1 月） 第 3 回（平成 19 年 3 月） 第 4 回（平成 20 年 3 月） 第 5 回（平成 21 年 3 月） 第 6 回（平成 22 年 3 月） 第 7 回（平成 23 年 3 月）
海岸漂着物 対策検討会	三重県	三重県、岐阜県、愛知県、名 古屋市 【オブザーバー】 中部地方環境事務所	平成 24 年 4 月	第 1 回（平成 24 年 4 月） 第 2 回（平成 24 年 10 月）
三重県海岸 漂着物対策 推進協議会	三重県	三重県 【市町等】 いなべ市、志摩市、鳥羽市、 四日市港管理組合 【国】 中部地方整備局、第四管区海 上保安本部、中部地方環境事 務所 【民間団体】 7 団体 【学識経験者】 4 名	平成 22 年 10 月	第 1 回（平成 22 年 10 月） 第 2 回（平成 22 年 12 月） 第 3 回（平成 23 年 5 月） 第 4 回（平成 23 年 12 月） 第 5 回（平成 24 年 1 月） 第 6 回（平成 24 年 3 月）
愛知県海岸 漂着物対策 推進協議会	愛知県	愛知県 【市町】 西尾市、蒲郡市、田原市、南 知多町、美浜町 【国】 中部地方環境事務所、名古屋 海上保安部 【民間団体】 4 団体 【学識経験者】 2 名	平成 22 年 10 月	第 1 回（平成 22 年 10 月） 第 2 回（平成 23 年 2 月） 第 3 回（平成 24 年 3 月） 第 4 回（平成 24 年 10 月）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 海岸漂着物対策検討会の主催機関については、「海岸漂着物対策検討会運営要領」（平成 24 年 4 月）により、平成 24 年度末までは三重県が行い、25 年度以降は愛知、岐阜、三重及び名古屋市が協議して決定するとされている。

表1-8 海岸漂着物等をめぐる国・県等の動き



(注) 1 当局の調査結果による。
2 海岸漂着物処理推進法については、資料1参照。

表 1-9 海岸漂着物等に関する国の機関の主な取組

機関名	主な取組
中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊勢湾再生推進会議」を開催 ・海洋環境整備船「白龍」により伊勢湾内の漂流物を回収 ・河川の清掃等を実施 ・ボランティア団体を活用した清掃活動等（川と海のクリーン大作戦）を実施
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等による海岸漂着物対策の実施に当たって助言等を実施 ・伊勢志摩国立公園における海岸漂着物の清掃事業を実施
三重森林管理署	間伐材の流出対策として、造林事業請負仕様書において、倒木については必要に応じて等高線上に存置するよう明記
第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・航路上の障害となる漂流物を回収 ・ボランティア団体等への啓発を主な目的とした「漂着ゴミ分類調査」を実施

(注) 当局の調査結果による

表 1-10 各機関から伊勢湾再生推進会議に報告された海岸漂着物等対策に関する取組内容

機関名	取組内容
中部地方整備局河川部	「川と海のクリーン大作戦」の実施
中部地方整備局港湾空港部	海洋環境船「白龍」による浮遊ごみの回収
第四管区海上保安本部	漂着ごみ分類調査（ボランティア団体への支援活動）の実施
岐阜県	生活環境美化対策事業の実施
愛知県	漁場クリーンアップ事業の実施
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸美化ボランティア活動推進事業の実施 ・三重県における海岸漂着物対策の推進 ・「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施 ・伊勢湾再生にかかる活動団体ネットワークの構築 ・「～想いをかたちに～ 宮川プロジェクト」の実施

(注) 「平成 22 年度伊勢湾再生に向けた取り組み個票集」（平成 23 年 3 月 第 7 回伊勢湾再生推進会議資料）に基づき当局が作成した。

表 1-11 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画及び三重県海岸漂着物対策推進地域計画（抜粋）

<p>【愛知県海岸漂着物対策推進地域計画】</p> <p>第 6 章 対策の実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項 (中略)</p> <p>6-3 地域計画推進にあたって 地域計画策定後、計画の推進を図るため、協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。 また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。</p> <p>【三重県海岸漂着物対策推進地域計画】</p> <p>第 6 章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項 (中略)</p> <p>2 計画の推進と見直し 県は、本計画の着実な進捗を図るため、協議会に計画の実施状況及び海岸漂着物のモニタリング結果等を報告することとします。 また、社会情勢や海岸漂着物の実態等の変化により、必要に応じて計画内容の見直し等を行います。</p>

表 1-12 各機関における海岸漂着物等の漂着量等に関する調査の対象範囲、把握単位等の状況

実施機関	調査の名称	実施時期	対象範囲等	把握単位
環境省 (本省)	漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査(クリーンアップ調査)	平成 19 年 10 月～20 年 9 月	三重県鳥羽市奈佐の浜海岸	容量 (L/100 ㎡)、重量 (kg/100 ㎡)、ごみ 個数(個 /100 ㎡)、
農林水産省(本省) 国土交通省(本省)	海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査	平成 18 年 11 月中旬～12 月中旬	【全国実態調査】 海岸線を有する 606 自治体における 3,250 か所の海岸。 【個別地区調査】 全国の海岸 56 か所 愛知県：田原市赤羽根漁港、田原市伊良湖 三重県：津市津松阪港海岸	容量(一般家庭の中 型ごみ袋 数)、密度 (袋/10m)
中部地方整備局	海洋環境実態把握調査	平成 12 年度～16 年度	伊勢湾、三河湾 【伊勢湾(狭義)】 中部地方整備局が有する海洋環境整備船「白龍」、伊勢湾(狭義)に接する海岸線を有する 10 自治体及び 2 清港会が回収したごみの量の実績値 【三河湾】 三河湾に接する海岸線を有する 6 自治体及び 1 清港会が回収したごみの量の実績値	容量(㎡)
三重県	海岸漂着物概況調査	平成 22 年 7 月～同年 8 月	三重県全域 93 海岸	容量 (L/10m)
	海岸漂着物詳細調査	平成 21 年 11 月～22 年 10 月(22 年 3 月、5 月、7 月、9 月を除く。)	伊勢湾内 14 海岸	容量(L /100 ㎡)、 重量 (kg/100 ㎡)
	伊勢湾流域海岸発生量調査	上記海岸漂着物概況調査と海岸漂着物詳細調査の結果をもとに、伊勢湾の海岸漂着物の年間のおおよその量を集計	三重県全域 93 海岸	重量(t/ 年)
愛知県	関係市町村へのアンケート調査	平成 22 年 1 月	美浜町、南知多町、吉良町、蒲郡市、豊川市、田原市	容量(20L ごみ袋数 /10m)
	海岸漂着物対策調査	美浜町実施日：平成 22 年 12 月 7 日 (その他の海岸では、22 年 11 月 18 日、12 月 7 日～9 日)	美浜町(西部海岸)、南知多町、吉良町、蒲郡市、豊川市、田原市の 13 海岸	容量(L)、 重量(kg)

(注) 当局の調査結果による。

表 1-13 中部地方整備局が実施した海洋環境実態把握調査の結果

(単位：m³)

地区等		平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	全平均
伊勢湾 (狭義)	白龍	236	219	172	199	229	211
	名古屋清港会	3,022	1,670	1,577	2,005	2,352	2,125
	四日市清港会	466	283	224	351	711	407
	知多市	-	-	22	25	24	24
	常滑市	-	-	-	202	281	242
	美浜町西岸	3	352	162	202	314	207
	南知多町西岸	2,336	-	303	-	2,803	1,814
	渥美町	21	16	17	19	19	18
	鳥羽市	-	-	142	57	34	78
	二見町海岸	8	26	228	129	442	167
	松阪市	-	-	15	20	40	25
	鈴鹿市	-	-	-	363	250	307
	津市海岸	245	498	1,690	491	-	731
	小計	6,337	3,064	4,552	4,063	7,499	6,354
	三河湾	衣浦清港会	194	116	185	295	289
碧南市三河湾海岸		-	29	9	34	-	24
吉良町三河湾海岸		-	5	8	85	12	28
幡豆町		5	4	3	2	2	3
蒲郡市海岸		436	15	15	602	460	306
御津町三河湾海岸		10	10	35	10	10	15
豊橋市三河湾海岸		59	64	39	64	34	52
小計		704	243	294	1,092	807	643
白龍、清港会計		3,918	2,288	2,158	2,850	3,581	2,959
地方自治体計		3,123	1,019	2,688	2,305	4,725	4,041
合計		7,041	3,307	4,846	5,155	8,306	6,997

(注)「海洋環境実態把握調査報告書」(平成 17 年 3 月 中部地方整備局)に基づき当局が作成した。

表 1-14 三重県が実施した伊勢湾（三河湾を除く）における海岸漂着物の漂着量推計（単位:t/年）

地域名	重量	
三重県	木曾岬町	6
	桑名市	1
	川越町	49
	四日市市	262
	鈴鹿市	134
	津市	322
	松阪市	178
	明和町	13
	伊勢市	337
	鳥羽市（答志島を除く）	2,026
	志摩市	1,517
	答志島周辺（鳥羽市）	2,978
	三重県計	7,822
愛知県計	3,833	
伊勢湾計	11,654	

(注) 1 「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき当局が作成した。

2 三重県は、同県が実施した「海岸漂着物概況調査」（平成 22 年）及び「海岸漂着物詳細調査」（平成 21 年～22 年）から算出された 1 m 当たりの海岸漂着物の実測量（kg/m）に、伊勢湾の三重県の海岸延長を掛けて漂着物量を推計したとしている。

表 1-15 環境省（本省）が実施した「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」の結果概要

調査時期	平成 19 年 10 月～20 年 9 月
調査範囲	三重県鳥羽市奈佐の浜海岸
調査方法	調査海岸に一辺 10m の枠を海岸と平行に 5 か所設定し、枠内の 1 cm 以上のごみを回収。これらを種類ごとに分類して個数、重量、容量を計測（2 年度間で合計 6 回調査）
調査結果	
<p>調査直前に海岸清掃が行われた第 1 回調査の結果を除き、第 2 回～6 回調査において回収された海岸漂着物量を合計して、漂着物の種類別重量比率及び容量比率を算出した。</p> <p>海藻を含んだ総量において、重量比率では、自然物（流木・灌木、海藻及び死骸）が約 77%、人工物（自然物を除くプラスチック類、ゴム類等 8 分類）が約 23%であり、容量比率では、自然物が約 72%、人工物が約 28%であった。</p> <p>一方、海藻を含まない総量において、重量比率では、自然物（流木・灌木及び死骸）が約72%、人工物（自然物を除くプラスチック類、発泡スチロール類等 8 分類）が約28%であり、容量比率では、自然物が約73%、人工物が約27%であった。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>重量比率（海藻を含む。）</p> <p>132.4kg/100 m²</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>容量比率（海藻を含む。）</p> <p>952.2L/100 m²</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>重量比率（海藻を含まない。）</p> <p>106.2kg/100 m²</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>容積比率（海藻を含まない。）</p> <p>848.8L/100 m²</p> </div> </div>	

- (注) 1 「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会報告書（三重県）」に基づき当局が作成した。
- 2 図中の「重量比率」及び「容量比率」は、設定枠内（100 m²）における分類ごとの重量（kg）及び容量（L）の割合を示したものである。

表 1-16 三重県が実施した「海岸漂着物詳細調査」の結果概要

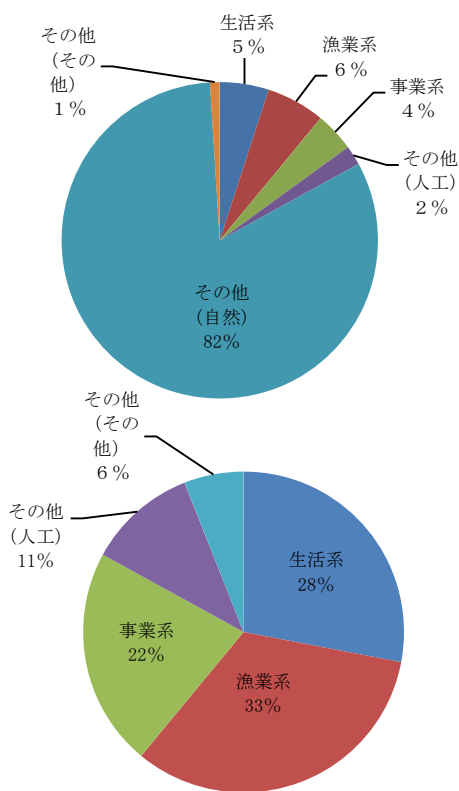
調査時期	平成 21 年 11 月～22 年 10 月
調査範囲	伊勢湾内の主要な海水浴場等 14 海岸
調査方法	海岸に 10m 四方の調査枠を設定し、その枠内に堆積した漂着物について、全量を定期的に回収、分類後、重量、容量を計測

調査結果

回収したすべての海岸漂着物を分類した結果、その他（自然）が 82%と最も多く、漁業系、生活系、事業系は 4～6%ではほぼ同じ割合であった。

人工物の割合をみるために、その他（自然）を除いたところ、人工物の割合は、漁業系が 33%、次いで生活系 28%、事業系 22%と同程度の割合であった。

海岸漂着物の種類（重量割合、上図は全体、下図は人工物の内訳）



漂着物の分類				
生活系	飲料用ペットボトル	事業系	木材等	
	食品の包装・容器		農薬・肥料袋	
	生活雑貨		その他事業系	
	ふた・キャップ	その他	自然	灌木
	袋類（農業用以外）			流木
	飲料缶		人工	硬質プラスチック破片
	くつ・サンダル			発泡スチロール破片
	苗木ポット			プラスチックシートや袋の破片
	飲料ガラス瓶			ガラスや陶器の破片
	おもちゃ類			金属破片
	ライター		その他	
	その他生活系			
	漁業系		発泡スチロールフロート	
		ロープ・ひも		
うき・フロート・ブイ				
カキ養殖用パイプ				
その他漁業系				

(注) 「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき当局が作成した。

表 1-17 中部地方環境事務所が実施した清掃活動の結果

調査時期	平成 24 年 3 月	
調査範囲	三重県鳥羽市答志島等	
調査方法	海岸に漂着したごみの回収を業者に委託	
調査結果		
○ 国立公園の適正海域管理推進事業（平成 24 年 3 月） 三重県鳥羽市答志島、浮島及び牛島の計 7 か所において、合計約 60,810kg（人工ごみ 3,000kg、流木・ 灌木 57,810kg）のごみを回収・処分		
清掃活動による漂着物の回収量 (単位：kg)		
回収場所	人工ごみ	流木・灌木
答志島	900	21,188
牛島	1,380	23,658
浮島	720	12,964
合計	3,000	57,810

(注) 中部地方環境事務所の公表資料に基づき当局が作成した。

表 1-18 中部地方整備局が伊勢湾内で回収した漂流物の内容 (単位：kg、%)

項目	平成 21 年度	22 年度	23 年度
資源ゴミ	90 (0.4)	162 (0.5)	142 (0.6)
産業廃棄物	635 (2.6)	650 (2.1)	140 (0.7)
可燃物(葦など)	18,690 (75.6)	18,220 (57.5)	8,150 (32.7)
木材	5,310 (21.5)	12,650 (39.9)	16,480 (66.2)
合計	24,725 (100)	31,682 (100)	24,912 (100)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

表 1-19 規模災害時の流木等の回収に関する国庫補助制度

補助金制度	所管省庁	内容
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	国土交通省、農林水産省、水産庁	<p>海岸保全施設の機能阻害の原因となる洪水、台風、外国からの漂流等による大規模な漂着ごみを緊急的に処理する海岸管理者に対して支援</p> <p>(要件)</p> <p>(1) 港湾に係る海岸の海岸保全区域内に漂着したもの</p> <p>(2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの</p> <p>(3) 漂着量が1,000立方メートル以上のもの</p> <p>(補助率)</p> <p>1/2</p>
災害等廃棄物処理事業費補助金	環境省	<p>災害に起因又は災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみを、市町村が収集、運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援</p> <p>(要件)</p> <p>(1) 補助対象事業の範囲</p> <p>ア 市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び市町村への委託事業を含む。以下同じ。）</p> <p>イ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>補助対象となる経費は、(1)に掲げる事業に要する経費とし、その内容は、次に掲げる経費とする。</p> <p>ア 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）</p> <p>イ 自動車、船舶、機械器具の借上料及び燃料費</p> <p>ウ 機械器具の修繕費</p> <p>エ し尿及びごみの処分に必要な薬品費</p> <p>オ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費</p> <p>カ 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額</p> <p>キ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、ア～カの経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）</p> <p>(3) 補助対象から除外されるもの</p> <p>ア 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のものであること。</p> <p>イ 漂着ごみ被害に係る処理事業については、アに掲げるほか、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害</p> <p>(イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1市町村における処理量が150㎡未満のもの</p> <p>(ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの</p> <p>(エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域</p>

(注) 「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱」（平成19年3月30日国港海第452号）及び「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」（平成19年9月6日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づき当局が作成した。

表 1-20 海岸管理者等による海岸漂着物等の回収・処理に要した費用例 (単位：円)

機関等名	平成 21 年度	22 年度	23 年度
三重県	56,187,703 (-)	99,311,268 (43,575,000)	184,906,306 (60,527,000)
愛知県	105,000 (-)	6,865,000 (6,042,000)	18,241,550 (12,492,000)
中部地方整備局	46,537,000	42,305,000	41,880,000

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 中部地方整備局の費用については、海洋環境整備船「白龍」により漂流物を回収・処理した費用である。
 3 三重県の費用には、伊勢湾以外の海岸で海岸漂着物等を回収・処理した費用及び実態調査と回収・処理を一括で委託した費用が含まれる。
 4 () 内の数値は内数であり、国の負担額である。

表 1-21 海岸漂着物等による被害

事例の分類	概要
漂流物による船舶事故	平成 17 年 7 月 24 日に、中部国際空港と津市を往復する海上アクセス船が流木と衝突し、木の根などが巻き付きプロペラが変形したため、約 4 日間欠航した。なお、乗客 83 人に怪我はなかった。
漂流物による船舶事故	平成 19 年 6 月 14 日、旅客を乗せた船がセントレア港から松阪港に向かっていた際、土管状の物体に衝突し、船体に亀裂が出来た。なお、乗客 5 人に怪我はなかった。
漁業被害	三重県答志島では、毎年台風や大雨の後に大量の漂着物が海岸や漁港に漂着しており、大量のごみが漂着した場合には漁港や海岸への漂着ごみへの対応により約 3 日～5 日の作業が必要となり、その間、漁業を休業せざるを得ない状況となっている。

(注) 当局の調査結果による。

表 1-22 三重県海岸漂着物対策推進計画 (抜粋)

第 6 章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項				
3 流木の発生抑制				
平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害では、流木が河川の氾濫や落橋の一因となっていることから、河川への間伐材の流出状況等を踏まえ、今後の間伐施行のあり方について検討していきます。				
また、災害時の流木等は、豪雨による山腹崩壊などに伴う倒木とともに、間伐材も流出することから、溪流沿い等の場所に伐採木や枝などを放置しないよう、森林組合や林業事業者などに注意を促します。				
森林における発生抑制の取組				
種類	発生原因	発生抑制対策		
		項目	主な内容	実施状況
流木・灌木	伐採、枝打ち後の放置、流出	河川への流入防止	林業事業体による間伐材、残材等の適正管理や利用促進 (周知、実践)	伊勢農林水産商工環境事務所の取組事例 <ul style="list-style-type: none"> 森林組合、林業事業体に対する指導 (伐採木の等高線並べ、沢近くでの伐採木放置の禁止) 森林の団地化による集約化施行の推進 (適正な間伐) 木材の多段階利用の促進 (残材、木材の端材利用のための搬出)

2 海岸清掃作業における安全管理の徹底

通 知	説明図表番号
<p>民間団体等が行う海岸漂着物等の清掃活動等については、海岸漂着物処理推進法第25条第1項において、「国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等の活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるもの」とされている。</p>	表2-1
<p>伊勢湾の海岸を管理する愛知県及び三重県は、各県が設置した海岸漂着物対策推進協議会において、それぞれ関係する国の機関、市町のほか、地域の民間団体等の参加を求めて、海岸漂着物対策を総合的効果的に推進するため、関係者の役割分担や相互協力に関する事項等を取りまとめた地域計画を作成しており、同計画では、民間団体等の役割として、県・市町と連携して海岸の清掃活動に積極的に参加すること等を位置付けている。</p>	表2-2 表2-3
<p>両県の海岸漂着物対策推進協議会に参画する中部地方環境事務所では、地域計画の作成に当たり助言等を行うとともに、作成された地域計画による各種施策の実施に当たって、関係する機関等との連携を図るほか、海岸漂着物等の回収等に関する体制の確立の支援等を実施することとしている。</p>	表2-4
<p>民間団体等が行う海岸清掃活動の推進に当たっては、海岸漂着物等の中に使用済みの注射器等の医療系廃棄物や薬品、高圧ガスを含んだガスボンベ等の危険物も混入している可能性があるため、清掃活動における安全性の確保を図ることが必要である。</p>	
<p>このため、海岸漂着物処理推進法第25条第2項に基づき、国及び地方公共団体は、海岸清掃活動等に取り組む民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとされており、基本方針において、「国や地方公共団体は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。」こととされている。</p>	
<p>環境省は、平成23年3月、海岸清掃を企画する者が容易に適切な手法を用いて海岸清掃を進めていくことができるように、効果的な海岸清掃事業の実施方法を取りまとめた「海岸清掃事業マニュアル」（以下「清掃マニュアル」という。）を作成して、都道府県等に直接送付している。</p>	表2-5
<p>清掃マニュアルでは、海岸清掃の安全作業に関する配慮事項として、「海岸清掃作業には、ボランティアの参加及び重機等の使用や危険物の回収等も想定されることから、安全管理を徹底するものとする。」とされ、具体的な配慮事項として、i) 事故等発生時の緊急連絡体制等を定めた安全管理体制を準備する、ii) 作業上危険な場所を事前にチェックし、ボランティアが立ち入らないように周知徹底する、iii) 危険物が回収された場合の初動対応を定め、その内容を管理者・作業員に周知徹底すること等が示されている。</p>	
<p>今回、当局が、民間団体等の海岸清掃活動時における安全対策の実施状況等を調</p>	

<p>査したところ、次の状況がみられた。</p>	
<p>① ボランティアとして海岸清掃を行う民間団体等の作業中の安全確保については、海岸漂着危険物の危険性を周知するとともに、その取扱いに留意するよう注意喚起が重要であり、そのためには、清掃マニュアルを参考にした安全対策の実施が必要である。</p>	<p>表 2-6 表 2-7 表 2-8</p>
<p>しかし、愛知県及び三重県では、清掃マニュアルの存在は承知しているものの、同マニュアルを十分活用していない。このため、海岸清掃にボランティアとして参加した民間団体等の中には、関係する県や市町から清掃作業中の危険物への対応に関して注意喚起を受けていないものがみられる。</p>	
<p>② 伊勢湾の海岸において、海岸漂着物処理推進法の施行（平成 21 年 7 月）以降、ボランティアとして海岸清掃に参加した児童が、海岸ごみ等の回収中に注射器の針により手を怪我した事例等が 2 件発生している。</p>	<p>表 2-9</p>
<p>③ また、海岸ごみ等の中には注射器、消火器、ガスボンベ、スプレー缶、薬瓶、ガラス片等の危険物が散乱しており、今後も清掃時にボランティア等の負傷事例が発生するおそれがある。</p>	<p>表 2-10</p>
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、中部地方環境事務所は、海岸清掃に参加する民間団体等の安全確保を図る観点から、愛知県及び三重県に対して、清掃マニュアルを参考に、海岸清掃作業の安全管理を徹底するよう助言する必要がある。</p>	

(説明)

表 2-1 ボランティア活動の安全確保等に関する条文等

法律等名	内容
海岸漂着物対策推進法	(民間の団体等との緊密な連携の確保等) 第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。 2 <u>国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。</u>
海岸漂着物を総合的かつ効果的に促進するための基本的な方針	ウ 民間団体等の活動における安全性の確保 <u>海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険物が含まれる場合があるため、民間団体等が海岸漂着物等の回収を行うに際し、その活動における安全性の確保を図ることが必要である。このため、国や地方公共団体は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。</u>

(注) 下線は、当局が付した。

表 2-2 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 (抜粋)

<p>第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針</p> <p>基本方針</p> <p>1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保</p> <p>国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。</p> <p>第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域</p> <p>4-2. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容</p> <p>各地域において、それぞれの特性(自然的条件や社会的条件)等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。</p> <p>1) 重点区域における主な施策</p> <p><u>・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進</u></p> <p><u>海岸漂着物は、重点区域だけの問題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物等の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。</u></p>
--

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることで、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

5-1. 関係者の役割分担

() は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●民間団体等の役割

○県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等への参加 (11条)

○県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等への取り組みに積極的に参加 (11条)

5-2. 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

(注) 下線は、当局が付した。

表2-3 三重県海岸漂着物対策推進地域計画 (抜粋)

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域と対策の内容

3 重点区域における回収・処理対策

(1) 重点区域における回収・処理

当該区域は、海岸の背後地に多くの居住人口があることから、自治会や民間団体等、企業など、多くの方々により海岸清掃、河川等での清掃活動が行われているほか、干潟の保全やウミガメ、海浜植物の保護等を目的とした民間団体による清掃も活発に行われています。

この区域における海岸漂着物の回収・処理は、このような状況を踏まえ、海岸管理者、県、市町が民間団体等との連携・協創により、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動を拡大・活性化していくことを主な対策として推進するものとします。

重点区域での各主体の役割を表4-3に示します。

表4-3 重点区域での各主体の役割 (抜粋)

●県民、民間団体等の役割
①自主的な海岸清掃活動等の実施、活動への参加
②生活系ごみ、事業系ごみの排出者としての発生抑制
③身近な場所でのごみの散乱防止

第5章 関係者の相互協力に関する事項

2 連携の確保に向けた取組み

(1) さまざまな主体の連携確保

海岸漂着物の回収は、海岸管理者による清掃だけでは限界があり、地域住民、民間団体等による清掃活動などの協力が必要です。

県及び市町は、地域住民、民間団体等の協力・連携及び積極的な参画が得られるよう、海岸漂着物に関する周知・啓発を行うとともに、清掃活動の実施に関して、清掃が必要な箇所などの情報提供や技術的助言を行います。

なお、伊勢志摩地域では、海岸管理者、民間団体等、行政が連携して地域の美化に取り組む「きれいな伊勢志摩づくり連絡会議」の活動が継続して行われており、海岸漂着物の回収や発生抑制対策が実施されています。このような事例を参考に、さまざまな主体の連携が県内各地で拡大するよう推進します。

(注) 下線は、当局が付した。

表2-4 中部地方環境事務所業務概況（抜粋）

平成24年度 業務概況

第2部 循環型社会の構築に向けた事業

IV 漂流・漂着ごみ対策

平成21年7月には、海岸における良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境保全及び再生を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が公布・施行されました。中部地方環境事務所では、同法に基づき各県で設置された海岸漂着物対策推進協議会に参画し助言等を行うとともに、国立公園のマリンワーカー事業により、海流・季節風により多くの漂着ごみの集積が見られる伊勢湾口の離島において清掃事業を実施しました。

〈平成24年度の施策〉

海岸漂着物対策に関する基本方針に基づき各県等が策定した地域計画による各種施策の実施に当たっては、関係機関等との連携を図るとともに、漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。また、マリンワーカー事業において、海岸漂着ごみの清掃業務を実施します。

(注) 下線は、当局が付した。

表 2-5 海岸清掃事業マニュアル (抜粋)

3.4.3 安全作業に関する配慮事項

海岸清掃作業には、ボランティアの参加及び重機等の使用や危険物の回収等も想定されることから、安全管理を徹底するものとする。

安全作業に関する配慮事項を以下に示す。

- ・ 事前の周知

現地作業に適した服装、滑りにくい靴、帽子の着用等を周知する。

- ・ 安全管理体制

総括管理者、現場管理責任者、事故・故障・人身災害発生時の緊急連絡体制等を定めた安全管理体制を準備する。

- ・ 危険な場所のチェック

足場が不安定な場所や崖等、作業上危険な場所を事前にチェックし、ボランティアが立ち入らないように周知徹底する。

- ・ 危険物への対応

信号筒、ガスボンベ等の危険物が回収されることを想定し、「海岸漂着危険物対応ガイドライン」(農林水産省・国土交通省、平成 21 年 6 月)に従って、回収された場合の初動対応を定め、その内容を管理者・作業員に周知徹底する。

「海岸漂着危険物対応ガイドライン」

「海岸漂着危険物ハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html

- ・ 医療系廃棄物への対応

注射器、アンプル等の医療系廃棄物は感染の可能性があるため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省、平成 21 年 5 月改訂)に基づいてそれらの取扱い方法を適切に定め、その内容を作業員に周知徹底する。

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

- ・ 作業員の健康管理

炎天下での作業時の日射病や熱中症、作業に伴うケガ等に注意する等、作業員の健康状況を常に確認する。また、近隣の病院、診療所等の所在をあらかじめ確認しておく。

「熱中症環境保健マニュアル(環境省、平成 21 年 6 月)」

http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual/full.pdf

- ・ 天候等

気象・海象の悪化、地震による津波の来襲の恐れ等により、作業に支障をきたすことが予想される場合は、気象庁からの情報を注視するとともに、警報が出された場合には作業を直ちに中止する。このような、当日の気象・海象条件を踏まえた、作業実施の可否判断の基準をあらかじめ設定しておく。なお、以下に示すサイトから、気象警報が発令された場合に、携帯電話にメールが届くサービスが利用できる。

ウェザーニュース：<http://www.wni.co.jp/>

excite 天気：<http://weather.mobile.excite.co.jp/>

お天気.com：<http://m.otenki.com/>

気象情報サービス：<http://www.wet.co.jp/>

※上記はあくまでも一例であり、特定のサービスの利用を推奨するものではない。

・ 保 険

万一の事故に備えてボランティア保険等への加入を行うことが適当であるが、予定する作業内容が保障の対象に含まれているかどうか確認する。

(注) 下線は、当局が付した。

表 2-6 愛知県及び三重県におけるボランティア団体等を活用した海岸漂着物等対策に関する取組

機関名	活動内容
三重県	<ul style="list-style-type: none">○ 森・川・海クリーンアップ大作戦 内容：登録の申込があった愛知県、岐阜県及び三重県における河川及び海岸において清掃活動を行う団体について、清掃活動の予定等が記載されたパンフレットの作成等により参加団体の活動内容等の情報提供を実施（平成 23 年度参加人数 8 万 6,623 人）○ 河川・海岸美化ボランティア活動推進事業 内容：申請のあった県管理の河川及び海岸の清掃を実施するボランティア団体に対し、活動中の事故に備えた保険料の負担等の支援を実施（平成 23 年度参加人数 5 万 5,311 人）
愛知県	<ul style="list-style-type: none">○ 海岸愛護活動報奨制度 内容：申請のあった県管理の海岸及び港湾での清掃活動を実施したボランティア団体に対し、報償費を支給（平成 23 年度参加人数 331 人）

(注) 当局の調査結果による。

表 2-7 三重県及び愛知県におけるボランティア団体等に対する清掃活動における安全確保に関する取組

都道府県	取組内容
三重県	<p>三重県は、県が実施している「森・川・海クリーンアップ大作戦」に参加して清掃活動を行う個別の団体に対して清掃活動中の安全確保について注意喚起をしていないものの、地域計画を策定するにあたって、平成 22 年度から 24 年度にかけて地域のボランティア団体等を集めて県内 5 か所（各 3 回）で開催した地域ワークショップにおいて、「森・川・海クリーンアップ大作戦」について説明しており、そこで海岸清掃事業マニュアル等を地域ワークショップ参加団体に配布したとしている。</p> <p>また、三重県は、県が実施している「河川・海岸美化ボランティア活動助成事業」により、事前に申請のあったボランティア団体に対して傷害保険の保険料の負担等を行っており、その手続きの際に口頭で清掃活動中の安全確保について注意喚起をしているが、海岸清掃マニュアル等を活用した具体的な海岸漂着危険物等の説明はしていないとしている。</p>
愛知県	<p>愛知県は、県が実施している「海岸愛護活動報奨制度」により、事前及び事後の活動報告のあったボランティア団体に対して報償費の支給等を行っており、その手続きの際に口頭で清掃活動中の安全確保について注意喚起をしているが、海岸清掃事業マニュアル等を活用した具体的な海岸漂着危険物等の説明はしていないとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 2-8 ボランティア団体における都道府県・市町村等からの海岸清掃活動に際しての注意喚起の有無 (単位：団体)

事項	受けたことがある	受けたことがない
都道府県・市町村等から海岸清掃の際の危険物への具体的な対応等の注意事項の説明を受けたことがあるか	3	16

(注) 1 当局の調査結果による。

2 平成 23 年度又は 24 年度に「森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加して海岸清掃活動をしたことがあるボランティア団体 19 団体に確認した。

表 2-9 ボランティア団体による海岸清掃活動中のけが（事例）

事例 1	平成 23 年 6 月、三重県白子海岸において、ボランティア団体が海岸清掃をしていたところ、海岸に漂着していた医療系廃棄物である注射器の針が参加していた児童 1 名の手に刺さり、怪我をした。
事例 2	平成 21 年 9 月、三重県町屋海岸において、ボランティア団体が海岸清掃をしていたところ、海岸に漂着していた医療系廃棄物である注射器の針が手に刺さり、参加者 1 名が怪我をした。
参考事例	平成 24 年 6 月、三重県御浜海岸（伊勢湾外）において、付近の住民が海岸にポリタンクが漂着しているのを発見し、自宅に持ち帰ったところ、内容物（液体）が身体の一部に触れ火傷を負った。

- (注) 1 当局の調査結果による。
- 2 医療機器である注射器の針による怪我の場合、感染症等が発症するおそれがあるが、今回把握した者の中には、怪我により感染症等が発症した者はみられなかった。
- 3 三重県御浜海岸の事例については、伊勢湾外の海岸における事故であったため、参考事例としている。

表 2-10 当局の海岸現地調査において発見された危険物等の状況

海岸	危険物等の状況
吉崎海岸 (三重県四日市市)	流木等や生活系のごみが海岸沿いに集中して漂着等しており、その中にはカセットガスボンベを含め、スプレー缶も複数個散乱していた。また、農薬の容器（中身の量は不明）なども漂着等していた。
白子海岸 (三重県鈴鹿市)	流木等や生活系のごみが多数漂着等しており、その中にはカセットガスボンベを含め、スプレー缶も複数個散乱していた。また、灯油の缶や電球・蛍光灯、内容物不明のプラスチック製のタンクなども漂着等していた。
白塚海岸～町屋海岸 (三重県津市)	流木等や生活系のごみが多数漂着等しており、針は付いていなかったものの注射器が 6 本漂着等していた。また、カセットガスボンベを含め、スプレー缶も複数個散乱していたほか、中型のガスボンベや消火器などの高圧ガスを含んでいると思われるものや、薬品・農薬の容器、ラベルはなくなっていたが薬品のビンと思われる空きビン、鋭い金属片の刺さった木材なども漂着等していた。

- (注) 1 当局の調査に基づき作成した。
- 2 漂着等していた危険物については、資料 2 参照

3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進

(1) 河川の維持管理の推進

通 知	説明図表番号
<p>海岸漂着物処理推進法第5条では、「海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。」とされている。</p> <p>また、同法第7条では、「海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。」とされている。</p> <p>このことから、海岸漂着物対策は、特定の行政機関や民間団体等が講ずれば足りるものではなく、多様な主体が適切に役割分担の上、連携して取り組むべきものであり、海岸漂着物の発生抑制対策についても、関係する国や地方公共団体、民間団体等が連携しつつ、それぞれの役割の中で可能な対策を講じていくべきものと言える。</p> <p>海岸漂着物は、上記のとおり、「山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するもの」であり、河川に投棄されたごみや上流の森林等から流出し河川に漂着した流木等が海域へ流出する可能性があることから、河川管理者が河川の維持管理を推進することにより、海岸漂着物となるおそれのある物が、河川を通じて海域へ流出することの抑制につながると考えられる。</p>	
<p>中部地方整備局管内の河川事務所等では、河川法(昭和37年7月10日法律第167号)に基づき、国が直轄管理する河川について、治水、利水、環境上の支障が生じないよう、河川内の維持管理を行っている。</p>	<p>表3-(1)-① 表3-(1)-②</p>
<p>今回、当局及び岐阜行政評価事務所が、三重河川国道事務所管内の3水系7河川(宮川水系の宮川、勢田川及び大湊川、櫛田川水系の櫛田川、佐奈川及び祓川、雲出川水系の雲出古川)並びに木曾川上流河川事務所及び木曾川下流河川事務所管内の1河川(木曾川水系の揖斐川)について河川の状況を調査したところ、以下のとおり、海岸漂着物になり得る物が海域へ流出するおそれのある事例がみられた。</p>	<p>表3-(1)-③</p>
<p>① 生活ごみ、流木・葦等の自然系ごみに関する事例</p> <p>海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために設置された海岸漂着物対策推進会議(関係省庁で構成)において、国土交通省は、「河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組」として、監視体制の強化や河道内樹木の計画的伐採により河川管理の強化等を行っていくこととしている。</p>	<p>表3-(1)-④ 表3-(1)-⑤ 表3-(1)-⑥</p>
<p>また、伊勢湾の再生を目的に、中部地方整備局を始めとした国、県、政令市等で構成する伊勢湾再生推進会議が平成19年3月に策定した「伊勢湾再生行</p>	<p>事例表1</p>

動計画」では、「ゴミの無い美しい水際線・河川の確保のため、ゴミ・流木の回収を実施する。」とされている。

今回調査した河川において、車を止めやすく、不法投棄等がされやすい河川敷に生活ごみ（ペットボトル、空き缶、廃家電等）が散乱していたり、自然系ごみ（流木、灌木、葦等）が堆積している箇所がみられた（計8か所：宮川6か所、櫛田川1か所、揖斐川1か所）。

これらのうち1か所では、国が定めた「海岸漂着危険物ガイドライン」で危険物とされているLPガスボンベ、スプレー缶等が河川敷に放置されていた。

② 河道内樹木に関する事例

河道内樹木については、「国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）」（平成23年5月11日付国河情第1号国土交通省河川局長通知、以下「河川砂防技術基準」という。）において、「洪水の流勢の緩和等の治水機能、河川の生態系の保全や良好な景観の形成等の重要な機能を有することがある。」一方、「洪水流下阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷、あるいは洪水による樹木の流木化を生じさせることがある。」とされている。

海岸漂着物対策推進会議において、国土交通省は、河川管理の強化の中で、河道内樹木の計画的伐採も行っていくこととしており、河川砂防技術基準においても、「治水上の影響に係る対策として河道内の樹木を伐開する」、「樹木が河川管理上等の支障となると認められる場合には、樹木の有する治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐開する」等と規定されている。

今回調査した河川において、一部の河道内樹木が枯れる等により水面に倒れかかっている箇所がみられた（計3か所：櫛田川2か所、宮川1か所）。

③ 老朽化した不法係留船に関する事例

老朽化し、河川敷等に放置されている不法係留船については、台風や大雨による増水により海域に流出し、定期船の航行上の支障となるほか、最終的には海岸漂着物となることが懸念される。

不法係留船については、河川砂防技術基準において、「不法行為対策のため、不法係留船の数が多し等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、不法係留船対策に関する通知に則り不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うものとする」、「その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施するものとする」とされている。

また、撤去までの一般的な手順については、河川砂防技術基準において、行為者が不明な場合は、警告看板を設置する等、必要な初動対応を行うほか、行為者を調査しても不明の場合は代執行の手続きに進むこと等が規定されている。

今回調査した河川において、河川内や河川敷に老朽化した不法係留船が放置

表 3-(1)-⑦

表 3-(1)-⑧

事例表 2

表 3-(1)-⑨

事例表 3

され、行為者に対する警告が行われていないもの（計4か所：宮川1か所、楡田川2か所、雲出古川1か所）、警告は行われているが自主撤去の期限として示された日から1年半近く経過しているもの（1か所：揖斐川）がみられた。

これらの事例がみられたのは、以下の原因によるものと考えられる。

- ① 調査対象とした河川事務所等では、出張所ごとに河川巡視計画を作成し、車上からの目視と徒歩による確認を組み合わせた巡視を週2回から3回程度実施しているが、車を止めやすくごみが不法投棄されやすい場所や自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所を含めていないこと。
- ② 枯れた河道内樹木の伐採については、量的にまとまっているものでなければ、伐採しても治水上大きな効果につながらず、作業上も非効率であるとして、その必要性について重視されていないこと。
- ③ 不法係留船については、不法係留船対策計画が策定された河川の中で重点的撤去区域に設定された区域（勢田川及び木曾川の一部）における撤去に重点が置かれており、それ以外の区域における撤去は積極的に行われていないこと。

表 3-(1)-⑩

表 3-(1)-⑪～⑮

【所見】

したがって、中部地方整備局は、河川の維持管理を推進する観点から、管内の河川事務所等に対し、海岸漂着物の発生抑制の視点も念頭に置いて河川管理を行うとともに、以下の措置を講じるよう指示する必要がある。

- ① 車を止めやすく不法投棄されやすい場所及び自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所を含めるなど、河川巡視方法を工夫すること。
- ② 河道内樹木で、枯れる等により水面に倒れかかり、治水上も支障が生じるおそれのあるものについては、鳥類・魚類・昆虫等の生息環境に与える影響等にも配慮しつつ、支障の大きなものについて撤去を検討すること。
- ③ 不法係留船対策計画における重点的撤去区域だけでなく、他の河川区域においても、河川巡視等により発見した不法係留船等で、老朽化して長期間放置されているものなど、治水上支障の大きいものについては、警告を発するとともに、警告で示した自主撤去の期限を過ぎた場合には強制撤去の手続を進めること。

表3 - (1)-① 河川法 (抜粋)

(目的)	
第一条	この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的とする。
(河川管理の原則)	
第二条	河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行われなければならない。

表3 - (1)-② 中部地方整備局管内事務所によるごみ回収量 (狭義の伊勢湾に流入する河川分)

年度	河川事務所等	流木等	自動車	バイク・自転車	タイヤ	家電	その他不法投棄物(m ³)	その他(m ³ 以外)	
19	木曾川上流	2,162 m ³		85 台		433 台	63 m ³	ビン・缶・ペットボトル755箇所	
	木曾川下流	188 m ³			269 本	88 台	275 m ³		
	三重	鈴鹿川							
		雲出川				10 本		33 m ³	
		榑田川						24 m ³	
		宮川	91.2 m ³		5 台	24 本	7 台	106.6 m ³	魚死骸5匹、ドラム缶1缶、バッテリー17個、車両ドア1枚、船外機1台、木箱1個、鉄板1枚
	小計(調査対象)	2,441 m ³	0	10 台	90 台	303 本	528 台	502 m ³	
	横山ダム	630 m ³							
	丸山ダム	230 m ³					100 m ³		
	蓮ダム	12 m ³					13 m ³		
	庄内川	70 m ³			2 台		9 台	414 m ³	
計	3,383 m ³	0	10 台	92 台	303 本	537 台	1,029 m ³		
20	木曾川上流	3,630 m ³		51 台		270 台	16 m ³	ビン・缶・ペットボトル645箇所	
	木曾川下流	5 m ³	25 t		290 本	81 台	549 m ³		
	三重	鈴鹿川							
		雲出川						103 m ³	
		榑田川	1 m ³	4 t			69 台	57 m ³	
		宮川	294 m ³			8 本		0.2 m ³	可燃物503kg、死骸1匹、10kg
	小計(調査対象)	3,930 m ³	29 t	19 台	51 台	298 本	420 台	725 m ³	
	横山ダム	550 m ³					6 m ³		
	丸山ダム	138 m ³					137 m ³		
	蓮ダム	138 m ³					12 m ³		
	庄内川	5 m ³			3 台	8 台	307 m ³		
計	4,761 m ³	29 t	19 台	54 台	298 本	428 台	1,187 m ³		
21	木曾川上流	668 m ³		56 台		354 台	17.1 m ³	ビン・缶・ペットボトル1,116箇所	
	木曾川下流	8 m ³			263 本	100 台	718 m ³		
	三重	鈴鹿川	2.3 m ³		2 台	13 本	22 台	283 m ³	ドラム缶1個、刈草0.58t、死骸2匹、蛍光灯3本
		雲出川		124 t			23 台	74 m ³	木・竹342t
		榑田川					11 台	54 m ³	可燃物600kg
		宮川	435 m ³						
	小計(調査対象)	1,113 m ³	124 t	8 台	58 台	276 本	510 台	1,146 m ³	
	横山ダム	550 m ³							
	丸山ダム	170 m ³					154 m ³		
	蓮ダム	360 m ³					90 m ³		
	庄内川	619 m ³				89 台	44 m ³	金属くず1t	
計	2,812 m ³	124 t	8 台	58 台	276 本	599 台	1,434 m ³		
22	木曾川上流	4,907 m ³		39 台		328 台	36.1 m ³	ビン・缶・ペットボトル916箇所	
	木曾川下流	561 m ³			175 本	0 台	713 m ³		
	三重	鈴鹿川			1 台	9 本	11 台	15.2 m ³	木株35kg、缶等90kg
		雲出川	49 m ³				30 台	50 m ³	
		榑田川	39 m ³			139 本	95 台	120 m ³	
		宮川	85 m ³				1 台		
	小計(調査対象)	5,641 m ³	0	3 台	40 台	323 本	465 台	934 m ³	
	横山ダム	550 m ³					8 m ³		
丸山ダム	142 m ³					92 m ³			
蓮ダム	270 m ³					380 m ³			

	庄内川	151 m ³					71 台	31 m ³		
	計	6,754 m ³	0	3 台	40 台	323 本	536 台	1,445 m ³		
23	木曾川上流	3,155 m ³		6 台	19 台		299 台	27 m ³	ビン・缶・ペットボトル1,411箇所	
	木曾川下流	707 m ³				89 本	29 台	593 m ³		
	三重	鈴鹿川	47 m ³	395.26 t		3 台			22.6 m ³	死骸2匹
		雲出川	2,510 m ³					45 台	82 m ³	
		櫛田川	851 m ³				57 本	35 台	83 m ³	
	宮川	3,780 m ³	27,073 m ³				15 台		不法投棄物等1.2t	
	小計(調査対象)	11,050 m ³	395.26 t 27,073 m ³	6 台	22 台	146 本	423 台	808 m ³		
	横山ダム	330 m ³						5 m ³		
	丸山ダム	270 m ³						148 m ³		
	蓮ダム	18 m ³						9 m ³		
	庄内川	1,430 m ³			1 台		107 台	395 m ³	金属くず6t	
計	13,098 m ³	395.26 t 27,073 m ³	6 台	23 台	146 本	530 台	1,365 m ³			

- (注) 1 中部地方整備局の提出資料に基づき作成した。
2 横山ダムは平成 23 年度から木曾川上流河川事務所の支所となったが、22 年度以前に合わせて同河川事務所とは別に計上した。

表 3 - (1)-③ 調査対象河川事務所等の直轄管理河川

河川事務所等名	水系名	河川名 (支流名)	管理区間
三重河川国道事務所	鈴鹿川	鈴鹿川 (内部川、安楽川、鈴鹿川派川)	41.2 km
	雲出川	雲出川 (波瀬川、中村川、 <u>雲出古川</u>)	28.5 km
	櫛田川	<u>櫛田川</u> (<u>佐奈川</u> 、 <u>祓川</u>)	24.4 km
	宮川	<u>宮川</u> (<u>大湊川</u> 、五十鈴川、 <u>勢田川</u>)	22.6 km
木曾川上流河川事務所	木曾川	木曾川 (北派川、南派川、一色派川)	58.2 km
		長良川 (伊自良川、犀川、天王川、五六川)	38.0 km
		<u>揖斐川</u> (根尾川、牧田川、杭瀬川)	69.7 km
木曾川下流河川事務所	木曾川	木曾川	49.7 km
		長良川	47.0 km
		<u>揖斐川</u> (多度川、肱江川)	58.8 km

- (注) 1 調査対象 3 事務所の河川維持管理計画に基づき作成した。
2 下線付きは、当局が今回現地調査した河川である。

表 3 - (1)-④

第 3 回海岸漂着物対策推進会議 (平成 24 年 3 月 23 日) における国土交通省の説明資料の内容

河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組	
主な取り組み	(例) 平成 21 年度実績
・河川巡視等による早期発見・対応、連携した監視等	109 水系、ダム・堰 (直轄、機構)
・河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理	109 水系、ダム・堰 (直轄、機構) 約 5 万 t
・流域の住民との連携による清掃活動の実施	109 水系 延べ約 68 万人参加
・ゴミマップの作成、看板設置による普及啓発等	109 水系で作成済み (ゴミマップ)
<取り組みの強化>	
連携体制の強化	
・全国一級河川の水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用し、関係機関が連携して河川ゴミ対策に取り	

組む体制を強化

- ・協議会等で不法投棄発見時の関係機関への連絡体制をルール化
- ・関係機関による合同パトロール等の取り組みを強化

啓発活動の推進

- ・市民と連携し、ゴミマップ等を活用した環境教育や清掃活動を実施
- ・河川のゴミ量を全国的に評価するための指標の検討
(ゴミマップのオンライン化と河川ゴミの簡易検索マニュアルの検討)
- ・ゴミマップを環境教育、清掃活動等の場で配布、活用
- ・小・中・高等学校等の教育機関と連携し、清掃活動の実施や職員による出前講座等の中で、不法投棄抑止の啓発活動を推進

河川管理の強化

- ・監視体制の強化、河道内樹木の計画的伐採
 - 投棄させない環境づくり・監視強化
ゴミマップ等を活かした看板の設置、監視カメラの設置等を引き続き実施
 - 治水上支障となる河道内樹木の伐採を維持管理に関する計画Ⅱ位置づけ、計画的に実施

(注) 海岸漂着物対策推進会議(第3回)資料(環境省ホームページ)に基づき作成した。

表3-(1)-⑤ 伊勢湾再生行動計画における「伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容」(抜粋)

基本方針	取組内容		施策
1 健全な水・物質循環の構築	川	(略) ・ゴミ、流木の回収	・発生源におけるゴミ削減のための意識の向上を推進する。 ・ゴミの無い、美しい水際線確保のためのゴミ、流木の回収を実施する。

(注) 伊勢湾再生行動計画に基づき作成した。

表3-(1)-⑥ ごみの堆積等に関する事例

事例の内容	事例数		事例表No.
		河川別	
河川敷にごみが堆積、散乱等しているもの	8	宮川6、櫛田川1、 揖斐川1	1-①～⑧
車を止めやすい所に生活系ごみが散乱しているもの(一部自然系ごみも含む)	4	宮川3、揖斐川1	1-①～④
同じ場所を2週間の間隔を空け2回確認したもの	3	宮川3	1-①～③
2回とも同じごみが認められたもの	3	宮川3	1-①～③
危険物(LPガスボンベやスプレー缶)が確認できたもの	1	宮川1	1-①
自然系ごみが漂着・堆積しているもの(一部生活ごみも含む)	4	宮川3、櫛田川1	1-⑤～⑧
同じ場所を2週間の間隔を空け2回確認したもの	1	宮川1	1-⑥
2回とも同じごみが認められたもの	1	宮川1	1-⑥

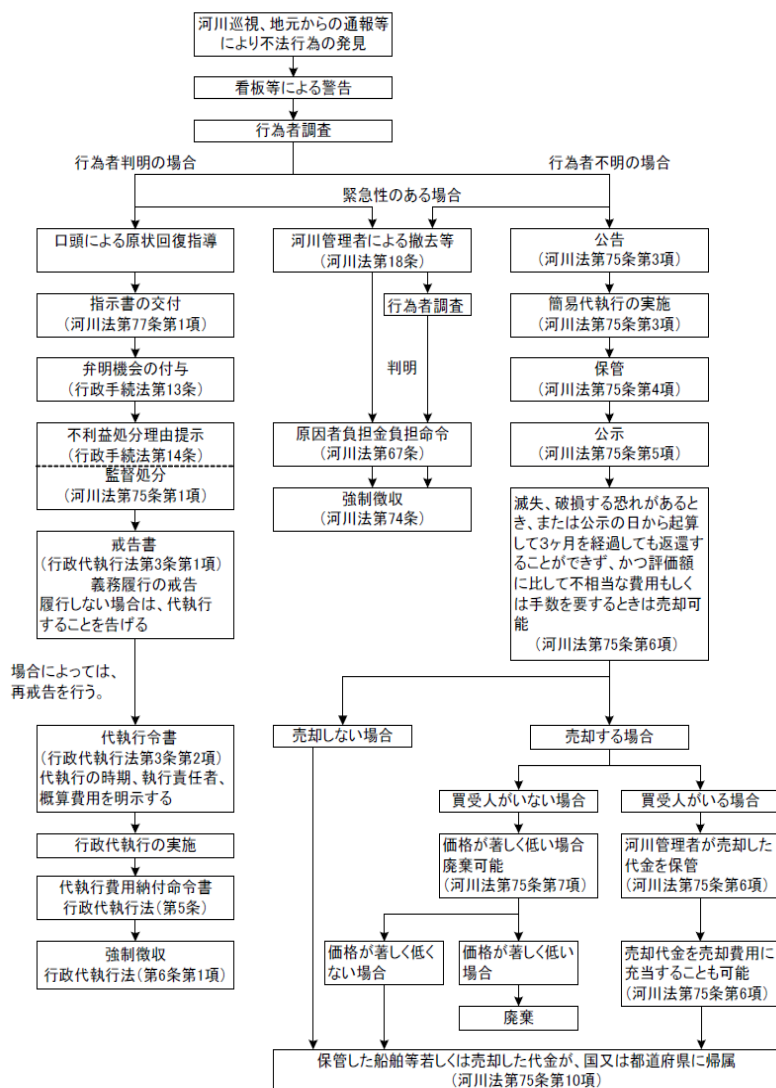
(注) 1 当局及び岐阜行政評価事務所の調査結果に基づき作成した。

2 事例表については、資料3参照。

表 3 - (1)-⑦ 国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）（抜粋）

<p>第 4 章</p>
<p>第 4 節 河川巡視</p>
<p>4.1 平常時の河川巡視</p>
<p>平常時の河川巡視は河川の区間区分に応じた適切な頻度とし、重点的に監視が必要な区間では必要に応じて強化して、概括的に河川の状態把握を行うものとする。</p>
<p>平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行うものである。河川巡視は、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集を対象として、河川の区間区分、河道特性、利用状況等に応じて巡視の時期、頻度、手段等について最適なものを選択して、河川巡視規程を定める等により計画的かつ効率的、効果的に行うことを基本とする。</p>
<p>平常時の河川巡視は、車上巡視を主とする一般巡視を基本とする。また、徒歩による巡視、水上巡視等を含め場所・目的等を絞った目的別巡視を必要に応じて加え、巡視計画を立案して実施するものとする。車上巡視を主とする一般巡視は、広い河川敷地等を擁する大河川の重要区間においては、不法行為への対応等を確実かつ適切に行えるよう週 2 巡することを基本とし、区間区分等により増減することを基本とする。（中略）巡視により、異常な状況等を発見した場合は、ただちにその状況を把握し、適切に是正するよう努める。（以下略）</p>
<p>第 5 章 河道の維持管理対策</p>
<p>第 3 節 樹木の対策</p>
<p>河道内の樹木については、洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また良好な河川環境が保全されるように、点検あるいは河川巡視等による状態把握に基づいて、適切に樹木の伐開等の維持管理を行うものとする。</p>
<p>河道内の樹木は、洪水の流勢の緩和等の治水機能、河川の生態系の保全や良好な景観の形成等の重要な機能を有することがある。一方、洪水流下阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷、あるいは洪水による樹木の流木化を生じさせることがある。樹木群が土砂の堆積を促進し、河積をさらに狭めてしまう場合もある。また樹木の根は、堤防、護岸等の河川管理施設に損傷を与えることがある。そのため、治水上の影響に係る対策として河道内の樹木を伐開するものとするが、その際には樹木の有する治水上、環境上の機能を十分踏まえた上で対策することを基本とする。対策の検討に当たっては、対象とする樹木群の過去からの繁茂状況の変化に留意するとよい。河川区域内において行う樹木の伐開については、樹木の伐採に関する基準による。</p>
<p>流下能力を維持する観点からは、河道の一連区間の流下能力を確保するよう、樹木の経年変化も踏まえて伐開計画を作成し、計画的に樹木を伐開することを基本とする。また、河川敷地の樹林化は、河川巡視や CCTV を用いた監視の妨げになり、不法投棄を助長するおそれもあることから、そのような場合には必要に応じて樹木の伐開を実施する。</p>
<p>樹木が河川管理上等の支障となると認められる場合には、樹木の有する治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐開することを基本とし、伐開した樹木が再繁茂しないような措置を講じることが望ましい。（以下略）</p>
<p>第 7 章 河川区域等の維持管理対策</p>
<p>第 2 節 不法行為への対応</p>
<p>2.1 基本</p>
<p>不法投棄を発見した場合には、速やかに口頭で除却、現状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講ずるものとする。</p>
<p>（略）</p>
<p>…不法行為の対応に関する一般的な処理フローは図 7-1 を基本とする。</p>

図 7 - 1 不法行為の一般的な処理フロー



2.2 ゴミ、土砂、車両等の不法投棄

不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督、撤去等の対応を適切に行うものとする。

地域住民等への不法投棄の通報依頼、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置、車止めの設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努める。ゴミ等の不法投棄は夜間や休日に行われやすいことから、行為者の特定等のため、必要に応じて夜間や休日の河川巡視等を実施する。

2.4 不法係留船への対策

河川区域内に不法係留船がある場合には、是正のための対策を適切に実施するものとする。

不法係留船の数が多い等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、不法係留船対策に関する通知に則り不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うものとする。ただし、不法係留船対策の実施に当たり、地域の慣行を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは、不合理ではない。

なお、その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施するものとする。

(1) 不法係留船の定義

不法係留船とは、法第 24 条、第 26 条等の規定に基づく河川管理者の許可を得ずして河川区域内に係留している船舶であり、（以下略）

(2) 不法係留船対策に係る計画

不法係留船対策に係る計画の内容は、①重点的撤去区域（不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置をとる必要があると認められる河川の区域）の設定に係る年次計画及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画、②暫定係留区域における暫定係留施設の設置に係る年次計画（暫定係留区域が存する場合に限る。）、③斜路及び船舶上下架施設の設置に係る年次計画、④河川における恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画（他の公共水域及び陸域における恒久的係留・保管施設の整備（民間主体が整備するものを含む。）に係る計画を添付する。）等である。

重点的撤去区域の設定に係る年次計画の策定に当たっては、重点的撤去区域は年次的に拡大していくべきであり、恒久的係留・保管施設の設置が認められた区域を除いて、最終的には全ての河川の区域が重点的撤去区域になっていくべきものである。

(3) 係留・保管施設の設置の考え方

（略）

（注）国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に基づき作成した。

表 3 - (1)-⑧ 河道内樹木に関する事例

事例の内容	事例数		事例表No.
	河川別		
一部の河道内樹木が枯れる等により水面に倒れかかっているもの	3	櫛田川 3	2-①～③

（注） 1 当局の調査結果に基づき作成した。

2 事例表については、資料 3 参照。

表 3 - (1)-⑨ 不法係留船等の放置に関する事例

事例の内容	事例数		事例表No.
	河川別		
老朽化した不法係留船等が河川内や河川敷に放置されているもの	5	宮川 1、櫛田川 2、雲出古川 1、揖斐川 1	3-①～⑤
河川内に放置され、沈廃船化しているもの	1	雲出古川 1	3-①
警告書が掲示されていないもの	1	雲出古川 1	3-①
河川敷に放置されているもの	4	宮川 1、櫛田川 2、揖斐川 1	3-②～⑤
警告書が掲示されていないもの	3	宮川 1、櫛田川 2	3-②～④
警告書掲示後長期間経過しているもの	1	揖斐川 1	3-⑤

（注） 1 当局及び岐阜行政評価事務所の調査結果に基づき作成した。

2 事例表については、資料 3 参照。

表 3 - (1)-⑩ 調査対象河川事務所等における平成 23 年度河川巡視計画（一般巡視）

事務所名	出張所名	実施区分	巡視地区	頻度・時期	巡視手段	
三重河川国道事務所	鈴鹿		全域	週 2～3 日	車両・徒歩	
	雲出		全域	週 2～3 日	車両・徒歩	
	櫛田		全域	週 2～3 日	車両・徒歩	
	宮川		全域	週 2～3 日	車両・徒歩	
木曾川上流河川事務所	木曾川第一	職員主体	管理区域	月 2～3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域（4 地区）	週 4 回程度	車両	
	木曾川第二	職員主体	管理区域	月 4 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 2 回程度	車両・徒歩	
	長良川第一	職員主体	管理区域	月 3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 1.5 回程度	（一部徒歩）	
	長良川第二	職員主体	管理区域	月 3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 2 回程度	車両	
	揖斐川第一	職員主体	管理区域	月 3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 2 回	車両	
	揖斐川第二	職員主体	管理区域	月 3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 2 回	車両	
	牧田川	職員主体	管理区域	月 3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 2 回	車両	
	根尾川	職員主体	管理区域	月 3 回程度	現地確認	
		監視員主体	全域	週 2 回	車両	
	横山ダム管理支所	職員主体	全域	月 4 回程度	車両	
		監視員主体	全域	月 4～5 回程度	車両	
	木曾川下流河川事務所	桑名・南濃・海津	職員主体	全域	週 1 日程度	車両
			監視員主体	全域	週 2 日程度	車両
弥富・長島		職員主体	全域	週 1 日程度	車両	
		監視員主体	全域	週 2 日程度	車両	

（注）調査対象河川事務所等の平成 23 年度河川巡視計画に基づき作成した。

表 3 - (1)-⑪ 勢田川等及び木曾三川下流部における係留船舶数

河川等名	調査時点	係留船舶数	係留船舶数	
			許可船舶数	不法係留船舶数
勢田川等（勢田川、五十鈴川、大湊川）	平成 22 年 1 月	951 隻	2 隻	949 隻
木曾三川下流部	平成 18 年度	1,478 隻	774 隻	704 隻

（注）三重河川国道事務所及び木曾川下流河川事務所の資料に基づき作成した。

表3 - (1)-⑫ 調査対象河川事務所等における不法係留船対策に関する協議会の設置状況

事務所名	三重河川国道事務所	木曾川下流河川事務所
協議会名	勢田川等水面利用対策協議会	木曾三川下流部船舶対策協議会
対象河川等	勢田川、五十鈴川、大湊川、宇治山田港	木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）下流部
設立年月日	平成21年11月18日	平成20年2月15日
構成員	三重河川国道事務所、鳥羽海上保安部、三重県、伊勢市、伊勢警察署、漁協、自治会等	木曾川下流河川事務所、海上保安庁、県、市町、警察署、学識経験者
開催状況	6回（第6回：平成24年2月17日）	7回（第7回：平成24年2月23日）
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> 重点的撤去区域の設定 係留場所の確保 強制的撤去措置の実施 今後の対策の進め方 等	<ul style="list-style-type: none"> 不法係留船対策計画の策定 強制的撤去措置の実施 今後の対策の進め方 等

(注) 1 三重河川国道事務所及び木曾川下流河川事務所の資料に基づき作成した。

2 木曾川上流河川事務所は不法係留船対策に関する協議会を設置していない。

表3 - (1)-⑬ 調査対象河川事務所等における不法係留船対策に係る計画の策定状況

事務所名	三重河川国道事務所	木曾川下流河川事務所
計画名	勢田川等不法係留船対策計画	木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書
対象河川	勢田川、五十鈴川、大湊川（国の直轄区域）	木曾三川下流部（木曾川下流河川事務所管内）
策定年月日	平成22年4月1日（23年4月1日一部改正）	平成23年6月22日
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 重点的撤去区域の設定 強制的撤去措置の実施手順 広報計画 	<ul style="list-style-type: none"> 重点的撤去区域設定及び強制的な撤去措置に係る年次計画 係留・保管施設等に係る年次計画

(注) 1 勢田川等不法係留船対策計画及び木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書に基づき作成した。

2 木曾川上流河川事務所は不法係留船対策に係る計画を策定していない。

表3 - (1)-⑭ 勢田川等及び木曾三川下流部における重点的撤去区域の設定状況

三重河川国道事務所		木曾川下流河川事務所		
勢田川等（勢田川、五十鈴川、大湊川）		木曾三川下流部		
公示年月日	設定区域	設定予定（年次計画）	公示年月日	設定区域
平成22年4月1日	勢田川の右岸0.4kp、0.6kp、1.2kp、1.4kp 付近、左岸1.2kp、1.4kp、3.6kp 付近	平成23年度	平成23年6月22日	ケレップ水制御群（木曾川右岸14.0km～24.4km 付近）
平成23年4月1日	勢田川の勢田川大橋下流から0.2kp 付近及び3.6kp 付近の河川区域（前回設定した区域の拡大）	平成24～25年度	平成24年4月11日	桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路（木曾川右岸10.4km～12.6km 付近）
		平成26～27年度		海津市町村油島地先（揖斐川左岸14.0km 付近）

(注) 1 三重河川国道事務所及び木曾川下流河川事務所の資料に基づき作成した。

2 勢田川等については、重点的撤去区域の設定に係る年次計画は作成されていない。

3 kp（キロポスト）とは、河口又は合流点からの距離を表示する標識で、km単位で表示される。

表 3 - (1)-⑮ 調査対象河川事務所等管内の河川における不法係留船の強制撤去数

河川区域	年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度
勢田川等		2 隻	8 隻	3 隻
木曾三川下流部		32 隻	28 隻	4 隻
雲出川水系		0 隻	0 隻	0 隻
櫛田川水系		0 隻	0 隻	2 隻
宮川本川		6 隻	17 隻	3 隻

(注) 中部地方整備局及び調査対象河川事務所等の資料に基づき作成した。

(2) 河川美化のための民間団体等との連携強化

通 知	説明図表番号
<p>海岸漂着物処理推進法第 12 条に基づき、「国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずる」こととされている。</p>	表 3-(2)- ①
<p>基本方針では、国内の陸域に起因する海岸漂着物は、河川を經由して海域に流入することが一因となっていることから、国や地方公共団体は、河川を經由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、地域における継続的な清掃活動の実施等によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めることとされている。また、海岸漂着物は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、海岸漂着物の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要であるとされている。</p>	表 3-(2)- ①
<p>このため、閉鎖性海域である伊勢湾における海岸漂着物の発生抑制につながる効果的な取組の一つとして、地域の国の機関、地方公共団体、住民、民間団体等が連携しながら、河川など陸域における不法投棄の抑制対策や継続的な清掃活動の実施等による美化活動を推進することが考えられる。</p>	
<p>今回、当局が、中部地方整備局における河川美化への取組状況を調査したところ、次の状況がみられた。</p>	
<p>① 近年、地域住民、民間団体等が、道路、公園、河川などの特定の公共財について、定期的に美化活動等を行うことを行政と契約するいわゆる「アダプト制度」が海外で始まり、国内でも各地の地方公共団体等で導入され始めている。</p>	
<p>中部地方整備局では、河川美化のため、従来から民間団体と連携した清掃活動や除草後の刈草及び河川内に漂着した流木の周辺住民への無料配布活動などに取り組んでいるほか、河川へのごみの不法投棄防止のため、ゴミマップの作成や看板の設置などの対策を講じているが、これらの不法投棄防止対策が、逆に不法投棄を誘発してしまうおそれもあるとしている。</p>	表 3-(2)- ② 表 3-(2)- ③ 表 3-(2)- ④
<p>アダプト制度は、地域住民に地元への愛着を持ってもらうと同時に、河川美化を通じた周知啓発の効果も期待できることから、新たな不法投棄防止対策の一つとして考えられる。</p>	
<p>中部地方整備局の出先機関であり伊勢湾（三河湾を除く。）内に流れる河川を所掌する 4 河川事務所のうち、庄内川河川事務所（管轄河川：庄内川）、木曾川上流河川事務所（管轄河川：木曾川、長良川及び揖斐川の上流部分）及び木曾川下流河川事務所（管轄河川：木曾川、長良川及び揖斐川の下流部分）の 3 河川事務所では、民間団体等との間で合意書を取り交わし、河川事務所独自にアダプト制度を導入しており、民間団体等が行う河川清掃等に対して、備品の貸与、活動状況のホームページ掲載による広報などにより民間団体等の活動を支援している。</p>	表 3-(2)- ⑤

<p>このうち、庄内川河川事務所は、アダプト制度を平成 15 年度から導入しており、庄内川沿川に大都市の名古屋市が所在することもあり、15 年度当時、5 団体 340 人が参加していたものが、22 年度には 30 団体 2,754 人と、参加人数が 7 年間で 8 倍に増加しており、その取組は広がっている。</p>	<p>表 3-(2)-⑥ 表 3-(2)-⑦</p>
<p>また、木曽川下流河川事務所は、1 年間の試行を経て、平成 23 年度から 6 団体の参加をもってアダプト制度を導入しているほか、木曽川上流河川事務所では、平成 24 年 11 月に実施要項を作成し、参加者の募集を開始している。</p>	
<p>アダプト制度に参加した民間団体等の活動をみると、地域の企業や野球チーム、小学校などの多様な団体により、年間を通じて清掃活動が実施されている。</p>	
<p>他方、三重河川国道事務所（管轄河川：鈴鹿川、雲出川、櫛田川及び宮川）では、河川の清掃活動に継続して従事した功績により民間団体等を表彰するなど、地域に、清掃活動に積極的であるとみられる団体等が存在しているにもかかわらず、こうした団体等とのアダプト制度の導入には至っていない。</p>	<p>表 3-(2)-⑧</p>
<p>② 国土交通省は、毎年、「河川愛護月間実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、7 月の 1 か月間を「河川愛護月間」と定め、河川流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、国民の河川愛護の意識の醸成を図る河川愛護運動を実施している。</p>	<p>表 3-(2)-⑨</p>
<p>実施要綱では、河川管理者は、i) 良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、民間団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する、ii) 河川の美化として、河川愛護月間内に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる民間団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたごみの一斉清掃等を行うこととされている。</p>	
<p>実施要綱に基づき、全国の河川では、7 月中に堤防、河川敷等に廃棄されたごみの一斉清掃が実施されている。7 月に一斉清掃を行うことは、直後の 8 月から 9 月頃までに多く発生する台風に起因した出水による河川敷地内のごみ等の流出の減少が期待され、海岸漂着物の発生抑制に効果があると考えられる。</p>	<p>表 3-(2)-⑩ 表 3-(2)-⑪</p>
<p>中部地方整備局は、毎年、「川と海のクリーン大作戦」と題して、関係地方公共団体、地域住民、民間団体等と協力して、管内の河川及び海岸を対象とした一斉清掃活動を継続的に実施しており、その取組は定着してきているものの、同局では、同活動を秋に実施すると比較的長い間河川をきれいに保つことができるとして、河川愛護月間の 7 月には実施せず、10 月下旬に実施している。</p>	<p>表 3-(2)-⑫ 表 3-(2)-⑬ 表 3-(2)-⑭</p>
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、中部地方整備局は、海岸漂着物の発生抑制対策につながる効果的な取組及び河川愛護運動を推進する観点から、アダプト制度の未導入である河川事務所への導入や、河川愛護月間中に民間団体等と連携した河川の一斉清掃の新たな企画・実施など、民間団体等が行う河川清掃などの美化活動が一層促進されるような方策を検討する必要がある。</p>	

表 3 - (2) - ① 関係法律・方針（抜粋）

区分	該当条文
海岸漂着物処理推進法	<p>(連携の強化)</p> <p>第十二条 <u>国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針について	<p>第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向</p> <p>2. 海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <p>(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制</p> <p>④ ごみ等の投棄の防止</p> <p>ウ 陸域等における投棄の防止</p> <p>国や地方公共団体は、廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、ごみ等の投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。投棄の防止対策を講ずべき場所としては森林、農地、河川、海岸等様々な場所が挙げられるが、海岸漂着物等には我々の日常生活に伴って生じる生活系ごみが多く含まれることから、市街地を始めとする我々の日常の暮らしに関わる場所でのごみ等の投棄の防止を図るという視点が重要である。</p> <p>また、<u>国内の陸域に起因する海岸漂着物は河川を經由して海域に流入するものが一因となっているため、国や地方公共団体は、河川を經由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。</u>また、地方公共団体においては環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることが必要である。</p> <p>(3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保</p> <p>① 国民、民間団体等の積極的な参画の促進</p> <p><u>海岸漂着物は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、海岸漂着物の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚が図られ、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。</u></p> <p>(以下略)</p>

(注)下線は、当局が付した。

表3 - (2) - ② 調査対象3河川事務所等における河川美化のための主な取組

1 民間団体と連携した清掃活動
① 川と海のクリーン大作戦
② NPO 法人長良川環境レンジャー協会と連携した清掃活動
2 刈草・流木等の無料配布
危険個所の点検及びごみの不法投棄防止等のため、堤防除草を行った後に発生する刈草や台風や大雨による出水時に森林等から流出し河川内に漂着した大量の流木の回収・処理に多くの費用が必要とされるため、周辺住民への無料提供を実施
3 不法投棄の防止対策
① ゴミマップ（不法投棄の多い地点を地図上に示したもの）の作成
② 不法投棄防止のための看板設置
4 その他
① 河川パトロールの実施
② 周知啓発イベントの開催（「木曾三川を語るフォーラム」等）

(注) 1 調査対象とした3河川事務所等（木曾川上流河川事務所及び同下流事務所、三重河川国道事務所）に対する調査結果に基づき作成した。
 2 アダプト制度については本文内に記載したため本表の記載は省略した。

表3 - (2) - ③ アダプト制度の概要

制 度	アダプト制度（adoption：養子縁組）とは、道路や河川敷などを養子に見立て、NPO・企業等が里親として、その清掃等を実施するもの。1985年、米国テキサス州のハイウェイ美化清掃事業で初導入。これをモデルに国内では徳島県神山町が導入（1998年）している。参加者としては、地元企業、地元の地縁組織（自治会、婦人会、スポーツの団体）、NPO、学校等さまざまである。
導入状況	全都道府県・政令指定都市が類似制度を導入済であり、都道府県では道路、河川、海岸等の管理者区分で導入、市・町では市域の全域を対象として導入する事例も多数存在

(注) 内閣府行政刷新会議公共サービス改革分科会（第4回）会議資料に基づき当局が作成した。

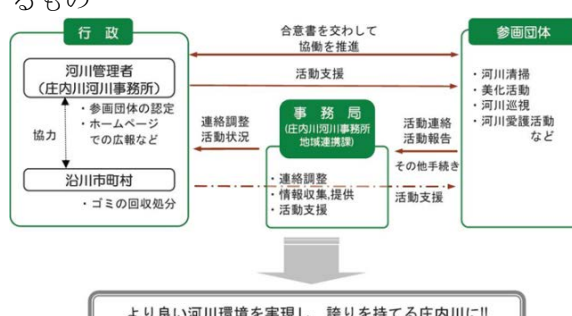
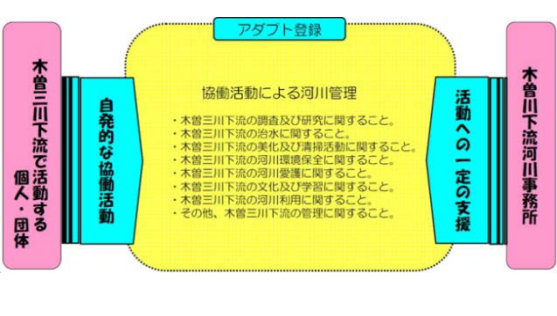
表3 - (2) - ④ 岐阜県、愛知県及び三重県の地方公共団体におけるアダプト制度の導入例
 （河川清掃を対象としたもの）

区 分	団体名	名 称	主な活動内容
岐阜県	岐阜市	岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”	繁華街、道路、公園、河川等の清掃等
	大垣市	美しいまちづくり推進団体	道路、公園、河川等の清掃等
	関市	関市公共施設アダプトプログラム	道路、公園、河川等の清掃等
	各務原市	各務原まちピカ応援隊	駅前、道路、河川等の清掃等
	山県市	山県市まち美化パートナー制度	道路、公園、河川等の清掃等
	美濃加茂市	美濃加茂市クリーンパートナー”ピカまるる隊”	道路、公園、河川等の清掃等

愛知県	半田市	半田市公共施設アダプトプログラム(はんだクリー ンボランティア)	道路、公園、河川等の清掃等
	豊川市	豊川市公共施設アダプトプログラム	道路、公園、河川等の清掃等
	西尾市	西尾市アダプトプログラム「まちの美化活動し 隊」事業	道路、公園、河川等の清掃等
	蒲郡市	蒲郡市公共施設里親制度(アダプトプログラム)	道路、公園、海岸、河川等の 清掃等
	犬山市	犬山市アダプトプログラム	道路、公園、河川等の清掃等
	江南市	江南市公共施設アダプトプログラム	道路、公園、河川等の清掃等
	大府市	大府市公共施設養子縁組制度(アダプトプログラ ム)	公園、歩道、池、河川等の清 掃等
	豊明市	豊明市公共施設アダプトプログラム	道路、公園、河川等の清掃等
	日進市	日進市公共施設アダプトプログラム(里親制度)	道路、河川等の清掃等
	田原市	田原市公共施設アダプトプログラム(里親制度)	道路、公園、河川等の清掃等
三重県	桑名市	桑名市アダプト・プログラム	道路、公園、河川等の清掃等

(注) 各地方公共団体のホームページ掲載資料(平成24年10月末現在)から、主な活動の中に河川等の清掃が含まれるものを掲載した。

表3-(2)-⑤ 庄内川河川事務所及び木曽川下流河川事務所のアダプト制度の概要

区分	庄内川河川事務所	木曽川下流河川事務所
名称	庄内川アダプト	木曽川下流アダプト
河川	庄内川、土岐川、矢田川の管理区間	木曽川、長良川、揖斐川の管理区間
導入年度	平成15年度	平成23年度 (平成22年度に1年間試行を実施)
概要	<p>【目的】 庄内川沿川に暮らす地域の皆さんと、より良い河川環境を実現し、誇りを持てる庄内川にしていくための市民や企業による自主的な活動を、国土交通省庄内川河川事務所がサポートするもの</p>  <p>【主な手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加希望団体による申込書提出 参加希望団体と河川事務所との合意書締結 参加団体による計画書、活動報告書等提出 <p>【河川事務所の主な支援内容】 連絡調整、備品等の貸与、活動状況のHP掲載による広報等</p>	<p>【目的】 河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動、河川に関する学習活動等々、河川管理者と地域住民の皆さんが協働で地域の特徴に合ったより良い木曽三川をめざすもの</p>  <p>【主な手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加希望団体による申込書、計画書提出 参加希望団体と河川事務所との合意書締結 参加団体による活動報告書等提出 <p>【河川事務所の主な支援内容】 資料提供、清掃用具の貸与、活動時に身に着ける証明書の発行等</p>
団体参加状況	参加団体数 参加人数 平成15年度 5団体 340人 22年度 30団体 2,754人	参加団体数 参加人数 平成23年度 6団体 -

(注) 中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2)-⑥ 庄内川アダプト及び木曾川下流アダプトの参加団体一覧（平成23年度）

区 分	参加団体名
庄内川アダプト (30団体)	愛知電機株式会社、王子製紙株式会社春日井工場、名古屋北リトルリーグ野球協会、名古屋北シニアチーム野球協会、名古屋市水辺研究会、長須賀学区連絡協議会、アスモ綜工、名古屋ファイターズボーイズ、なかぎりワークス、アサヒビール株式会社名古屋工場、春日井カヌークラブ、庄内川ボート協議会、土岐川・庄内川流域ネットワーク、名古屋西部グラウンド・ゴルフ愛好会、名城大学附属高等学校、新晃コンサルタント株式会社、ナゴヤ北スカイボーイズ、トヨタ部品岐阜共販株式会社多治見営業所、楠メンタルホスピタル地域交流委員会、川中小学校、多治見あんしんプロジェクト、東レ株式会社愛知工場、同朋学園同朋高等学校、庄内川災害協力会、みどりのまちづくりグループ、清須かわまちづくり協議会、庄内川・川ナビ歩こう会、株式会社DNP中部、中部遊技機商業協同組合、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議
木曾川下流アダプト（6団体）	NPO 法人魅力発見木曾三川、木曾三川千本松原を愛する会、NPO 法人木曾三川ごみの会、海津市立大江小学校、海津市立東江小学校、NPO 法人木曾川文化研究会

（注）中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2)-⑦ アダプト参加団体における月別の清掃活動の実施状況（平成23年度）（単位：件）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
庄内川アダプト	4	6	13	9	8	6	14	12	19	20	29	39	179
木曾川下流アダプト	3	2	3	4	5	4	3	5	4	2	2	2	39

（注）1 中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

2 件数は、参加団体の清掃活動（除草を含む）が確認できた日を1件とカウントした。

表3 - (2)-⑧ 三重河川国道事務所における河川清掃活動に対する表彰団体（主な団体）

区 分	管轄河川	表彰団体名（表彰年度）
三重河川国道事務所	鈴鹿川、雲出川、榑田川（蓮ダム管理所の管轄区域を除く。）及び宮川	三重県隊友会久居支部（平成24年度）、内部川清掃実行委員会（24年度）、四日市南サンボーイズ（24年度）、NPO はびねすクラブ（24年度）、早馬瀬自治会（23年度）、榑田川第一漁業協同組合（23年度）、朝日丸建設株式会社（23年度）

（注）中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2) - ⑨ 平成24年度「河川愛護月間」実施要綱（抜粋）

1. 目的	この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。
2. 期間	平成24年7月1日（日）から7月31日（火）まで
3. 主催	国土交通省、都道府県、市町村
4. ～ 7. (略)	
8. 実施要領	河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。 (1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生 <u>イ. 良好な河川環境の保全・再生</u> 良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。 <u>ロ. 河川の美化</u> 月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。 (以下略)

(注) 下線は、当局が付した。

表3 - (2) - ⑩ 平成24年度の河川愛護月間における河川の一斉清掃の実施例（地方整備局の実施例）

一斉清掃日	河川名	主催
平成24年7月1日	日橋川	北陸地方整備局阿賀川河川事務所
平成24年7月1日	吉野川	四国地方整備局徳島河川国道事務所
平成24年7月1日	大分川、大野川	九州地方整備局大分河川国道事務所
平成24年7月1日	日野川	中国地方整備局日野川河川事務所
平成24年7月7日	富士川	関東地方整備局甲府河川国道事務所
平成24年7月7、8、22、28、29日	紀の川	近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

(注) 各地方整備局のホームページ掲載資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2) - ⑪ 過去30年間における台風の日本への上陸数(月別)

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
過去30年間の台風上陸数 (昭和57年～平成23年)	1	5	14	27	27	7	1	82
割合(%)	1.2	6.1	17.1	32.9	32.9	8.6	1.2	100.0

(注) 気象庁のホームページ掲載資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2)-⑫ 「川と海のクリーン大作戦」の概要

区分	概要
目的	川と海のクリーン大作戦は、住民、各種団体、企業、自治体、河川管理者・海岸管理者が協力してごみを拾うことにより、①ごみの除去による河川・海岸の美化、環境改善、②ごみの投棄、置き去りをしないマナーの向上啓発、③川や海とのふれあいによる川、海の魅力の再発見及び④住民、自治体、管理者等の連携、協働による川づくり～まちづくりにつなげていくことを目的とする。
開催場所等	平成11年度から、長良川において取組が始まり、他の河川や海岸に広がっていき、平成23年度には次の伊勢湾・三河湾を囲む河川及び海岸を対象として実施 <ul style="list-style-type: none"> 木曾川水系：木曾川・長良川・揖斐川及びその支川等 庄内川水系：庄内川及び土岐川とその支川等 三重四川：鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川及びその支川等 伊勢湾沿岸：三重県沿岸部（雲出古川から宮川河口にかけての海岸） 豊川水系・矢作川水系：豊川・矢作川及びその支川等 三河湾海岸
開催方法	毎年、10月下旬頃に統一実施日を設定し、中部地方整備局のほか、岐阜県、愛知県、愛知県、各河川・海岸沿いの市町村、協賛企業や団体の呼びかけの下、地域団体、地域住民の協力を得て、統一実施日及びその前後の日において、河川・海岸清掃を実施

(注) 中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2)-⑬ 「川と海のクリーンアップ大作戦」の実施実績(過去10年間)

年度	参加人数	ごみの量	実施場所(周辺地域を含む)
平成14年度	約51,000人 統一日(10/27)約26,000人	344台/2トントラック 132台/2トントラック	木曾三川、庄内川(土岐川)、鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川、豊川・矢作川、伊勢湾沿岸部
15年度	約47,000人 統一日(10/26)約29,000人	385台/2トントラック 205台/2トントラック	木曾三川、庄内川(土岐川)、鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川、豊川・矢作川、伊勢湾、三河湾沿岸部
16年度	約59,000人 統一日(10/24)約26,000人	381台/2トントラック 208台/2トントラック	同上
17年度	約54,000人 統一日(10/23)約25,000人	311台/2トントラック 145台/2トントラック	同上
18年度	約38,000人 統一日(10/22)約23,000人	366台/2トントラック 128台/2トントラック	同上
19年度	約42,000人 統一日(10/28)約19,000人	297台/2トントラック 109台/2トントラック	同上
20年度	約35,000人 統一日(10/26)約16,000人	280台/2トントラック 95台/2トントラック	同上
21年度	約39,000人 統一日(10/25)約19,000人	308台/2トントラック 121台/2トントラック	同上
22年度	約41,000人 統一日(10/24)約21,000人	292台/2トントラック 105台/2トントラック	同上
23年度	約57,000人 統一日(10/23)約28,000人	350台/2トントラック 97台/2トントラック	同上

(注) 中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

表3 - (2)-⑭ 「川と海のクリーン大作戦」のホームページのQ&A「なぜ秋に行うの？」(抜粋)

<p>なぜ秋に行うの？</p>	<p>「秋に行うと比較的長い間川をきれいに保つことができます！」</p> <p>河川には、梅雨・台風による出水時期や、釣りやスポーツなど川遊びが盛んになる時期などがあるため、年間を通じて清掃を行うのに適した時期があります。</p> <p>その中でも10月から11月にかけては、台風などによる漂着ゴミや夏の川遊びによるゴミが回収でき、その後翌年の春までゴミの出にくい時期を迎えるため、比較的長期間に渡ってきれいな河川環境を保つことができます。クリーン大作戦を秋に行うにはこんな理由があります。</p> <div style="text-align: center;"> <p>■ 川の清掃に最適な時期</p> </div>
<p>川の清掃に最適な時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月～5月 ・ 7月 ・ 10月～11月中旬 (クリーン大作戦の時期)

(注) 中部地方整備局の資料に基づき当局が作成した。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年 7 月 15 日法律第 82 号）

最終改正：平成 23 年 6 月 15 日法律第 67 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生を抑制するため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

（総合的な海岸の環境の保全及び再生）

第 3 条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

（責任の明確化と円滑な処理の推進）

第 4 条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

第5条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第6条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第7条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第8条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第3条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第13条第1項において単に「基本理念」という。)にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第 11 条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生を抑制に努めなければならない。

(連携の強化)

第 12 条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第 2 章 基本方針

第 13 条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

二 次条第 1 項の地域計画の作成に関する基本的事項

三 第 15 条第 1 項の協議会に関する基本的事項

四 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第 3 項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 地域計画等

(地域計画)

第14条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第2項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

一 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

三 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第1項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。

6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第15条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。

二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第16条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海

岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

- 3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
 - 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事。
 - 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をする事。

第四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理

(処理の責任等)

- 第 17 条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- 2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。
 - 3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。
 - 4 都道府県は、海岸管理者等又は第 2 項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(市町村の要請)

- 第 18 条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

- 第 19 条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- 2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があ

ると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第 20 条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときにおいて、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第 21 条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第 22 条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第 23 条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第 24 条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第 26 条 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 9 条第 1 項 の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第 27 条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第 28 条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(財政上の措置)

第 29 条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第 30 条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって

構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

- 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第31条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成23年6月15日法律第67号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成23年10月1日から施行する。

当局の海岸現地調査において確認された危険物

【吉崎海岸】

流木等や生活系のごみが短い海岸沿いに集中して多数漂着等しており、その中にはカセットガスボンベを含め、スプレー缶も複数個散乱していた。また、農薬の容器（中身の量は不明）なども漂着等していた。



カセットガスボンベ【高圧ガス】



農薬の容器【薬品類】

【白子海岸】

流木等や生活系のごみが多数漂着等しており、その中にはカセットガスボンベを含め、スプレー缶も複数個散乱していた。また、灯油の缶や電球・蛍光灯、内容物不明のプラスチック製のタンクなども漂着等していた。



カセットガスボンベ【高圧ガス】



灯油缶【引火性液体】



灯油缶【引火性液体】



電球【その他】



蛍光灯【その他】



内容物不明のプラスチックタンク【薬品類】

【白塚海岸～町屋海岸】

流木等や生活系のごみが多数漂着等しており、針は付いていなかったものの注射器が6本漂着等していた。また、カセットガスボンベを含め、スプレー缶も複数個散乱していたほか、中型のガスボンベや消火器などの高圧ガスを含んでいると思われるものや、薬品・農薬の容器、ラベルはなくなっていたが薬品のビンと思われる空きビン、鋭い金属片の刺さった木材なども漂着等していた。



注射器（針なし）【医療系廃棄物】



薬品の容器【医療系廃棄物】



空きビン【その他】



農薬の容器【薬品類】



鋭い金属片の刺さった木材【その他】



消火器【高圧ガス】



カセットガスボンベ【高圧ガス】



ガスボンベ【高圧ガス】

事 例 表

事例No.	1-①	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷に危険物等のごみが散乱		
調査日	平成24年10月3日、17日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

河川敷に、ペットボトル等の生活系ごみやドラム缶、LPガスボンベ、薬品らしきビン等の大量のごみの他、人によって並べられたような小さな流木等もみられる。10月3日と同月17日の2回確認したが、同じ状況であった。これらのうち、LPガスボンベやスプレー缶などは、「海岸漂着危険物ガイドライン」（農水省・国交省）で定められた海岸漂着危険物に該当する。

この場所は堤防上の道路の空き地に車を止めて簡単に降りられる位置にあり、河川管理上好ましくないとともに、ごみが増水等で流れ出し、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	1-②	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷に流木等が漂着		
調査日	平成24年10月3日、17日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

河川敷の所々に、漂着したと思われる大きな流木があり、不法投棄したと思われるペットボトル等の生活系ごみも固まってみられる箇所があった。10月3日と同月17日の2回確認したが、同じ状況。

この場所は堤防上の道路から車のまま簡単に出入りできる位置にあり、河川敷の管理上好ましくないとともに、流木等が増水等で流れ出し、橋脚や河川管理施設に損傷を与えたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	1-③	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷に資材などが放置		
調査日	平成24年10月3日、17日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

河川敷の林の中に、何かが包まれたブルーシート、はしご、手押し車、廃テレビ等が置かれていた。また、立木にほうきやビニール袋のような物が掛けられていたり、何本かの木が切られて並べられていた。この場所は公園駐車場に隣接しており、簡単に出入りが可能な位置にある。10月3日と同月17日の2回確認したが、同じ状況であった。

河川敷の管理上好ましくないとともに、ごみ等が増水等で流れ出し、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



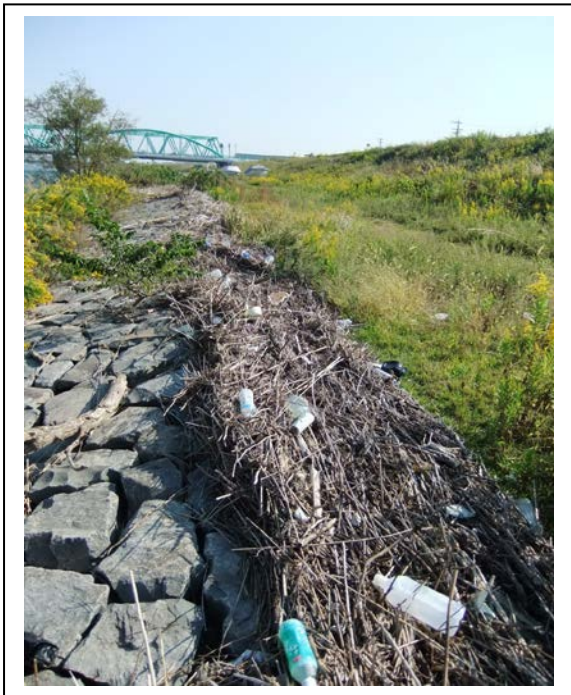
事 例 表

事例No.	1-④	調査担当局所	岐阜行政評価事務所
件名	河川敷にごみが堆積		
調査日	平成 24 年 10 月 22 日	河川管理者（管轄事務所）	木曽川下流河川事務所
河川名	揖斐川		

〔調査結果〕

河川敷に、増水時に堆積したと思われるごみがあり、自然系ごみと生活系ごみがみられた。また、城之堀排水機樋管に壊れたテレビが放置されていた。この場所は、道路から簡単に入出りできる位置にあるとともに、河川の形状などから堆積しやすい場所と考えられる。

河川敷の管理上好ましくないとともに、ごみが増水等で流れ出し、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	1-⑤	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷に自然系のごみ等が堆積		
調査日	平成 24 年 10 月 3 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

河川敷に竹、小枝等の自然系ごみが堆積しており、大きな流木も所々にある。生活ごみもあり、スプレー缶もみられた。河川の形状などから堆積しやすい場所と考えられる。治水上支障が生ずるとともに、増水等で流れ出し、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	1-⑥	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	テトラポット等にごみが堆積		
調査日	平成24年10月3日、17日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

堤防、テトラポットや中州に、流れ着いたと思われる葦のような自然系ごみが堆積しており、ペットボトルなどの生活系ごみもみられる。10月3日と同月17日の2回確認したが、同じ状況であった。河川の形状などから堆積しやすい場所と考えられる。

治水上の支障が生じるとともに、ごみが増水等で流れ出し、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	1-⑦	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷に自然系ごみ等が堆積		
調査日	平成 24 年 10 月 3 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

河川敷に流木や葦のような自然系ごみが堆積しており、河川敷には生活系ごみもみられる。河川の形状などから堆積しやすい場所と考えられる。

治水上・河川敷等の管理上好ましくないとともに、ごみが増水等で流れ出し、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	1-⑧	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷に流木等が堆積		
調査日	平成 24 年 10 月 16 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	櫛田川		

〔調査結果〕

大きな流木や竹、葦等の自然系ごみが河川敷の長い区域にわたって大量に堆積している。河川の形状などから堆積しやすい場所と考えられる。

河川敷の管理上好ましくないとともに、流木等が増水等で流れ出し、護岸に損傷を与えたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	2-①	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	樹木が枯れる等により傾いて河川内に落下する懸念がある		
調査日	平成 24 年 10 月 16 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	櫛田川		

〔調査結果〕

一部の河道内樹木が枯れる等により傾いて河川内に倒れかかっており、増水時に流出して橋脚等を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	2-②	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	樹木が枯れる等により傾いており、流出する懸念がある		
調査日	平成 24 年 10 月 16 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	櫛田川		

〔調査結果〕

一部の樹木が水際で枯れて倒れており、増水時に流出して橋脚等を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	2-③	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	水際の河道内樹木が多数枯れる等により倒れている		
調査日	平成 24 年 10 月 3 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

水際に生えている樹木の多くが枯れる等により水面近くに倒れかかっており、増水時に流出して橋脚等を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。

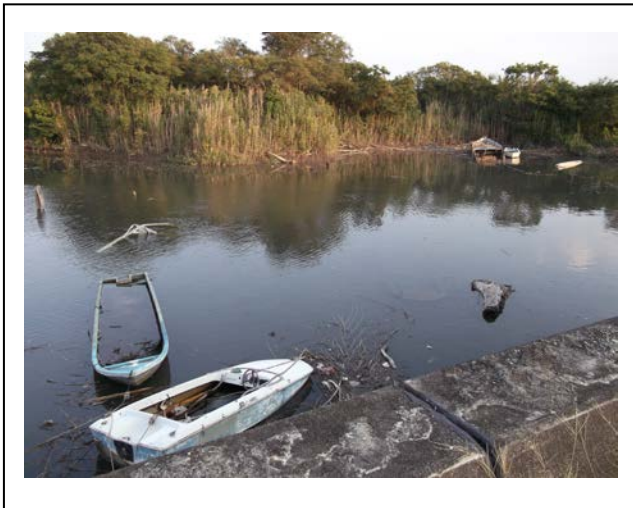


事 例 表

事例No.	3-①	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	多数の沈廃船が河川内に放置		
調査日	平成 24 年 10 月 16 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	雲出古川		

〔調査結果〕

多数の朽ち果てた沈廃船が河川内に放置されており、河川管理上不適切な状況となっているが、所有者確認し、撤去を促すための警告表示もない。増水時にはこれらの船が海域まで流出して海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	3-②	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	老朽化した船が河川敷に放置		
調査日	平成 24 年 10 月 3 日、17 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	宮川		

〔調査結果〕

老朽化した船が河川敷の草むら等に放置されている。長期間使用されないままと見られるが、所有者を確認し、撤去を促すための警告表示もない。増水時には流出して橋脚や河川管理施設を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	3-③	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	河川敷の草むらに老朽化した船が放置		
調査日	平成 24 年 10 月 16 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	櫛田川		

〔調査結果〕

河川敷の草むらに老朽化した船が放置され、船内に雨水が溜まっている。長期間使用されないまま廃棄されているものとみられるが、所有者確認し、撤去を促すための警告表示もない。増水時に流出して橋脚や河川管理施設を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	3-④	調査担当局所	中部管区行政評価局
件名	川岸に老朽化した船が放置		
調査日	平成 24 年 10 月 16 日	河川管理者（管轄事務所）	三重河川国道事務所
河川名	櫛田川		

〔調査結果〕

老朽化して船内に泥が詰まっている船が川岸の消波ブロック上に置かれている。長期間使用されないまま放置されているとみられるが、所有者確認し、撤去を促すための警告表示もない。増水時に流出して橋脚や河川管理施設を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。



事 例 表

事例No.	3-⑤	調査担当局所	岐阜行政評価事務所
件名	河川事務所の警告後も河川敷に長期間老朽船が放置		
調査日	平成 24 年 10 月 22 日	河川管理者（管轄事務所）	木曾川下流河川事務所
河川名	揖斐川		

〔調査結果〕

所有者に対して 30 日以内の撤去を求める警告（平成 23 年 4 月 30 日付）が掲示されている老朽船が河川敷に放置されている。長期間放置されていると見られるが、警告後、1 年半近く経過している。また、河川敷まで増水した際には河川に流出し、橋脚や河川管理施設を損傷させたり、海岸漂着物となるおそれがあると考えられる。

